

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.1.1/366号



contents

- ◆新年のごあいさつ
- ◆景気動向 今後の見通し
- ◆借り上げ社宅の税金一個人は節税で、会社はかわらない
- ◆インボイス制度 免税事業者の選択と経過措置
- ◆インボイス業者扱いの消費者・農林漁民
- ◆令和5年度分年末調整の注意点



新年のごあいさつ



明けましておめでとうございます。

皆様の温かいご支援を持ちまして税理士法人 AIF 及び株式会社 AIF も今年で創業 32 年を迎えることが出来ました。

コロナも少し落ち着きつつありますが、あらゆる原材料、光熱費、ガソリン価格、人件費等、企業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。ただ、1929 年の大恐慌期でさえ、世界経済は全体として 2% 成長し、戦後の焼後の渦中でさえ、トヨタ、ホンダ、ソニーは育っていききました。

自社の不振の理由を論えれば百万とあります。しかし、それはビジネスの世界では単なる泣き言に過ぎません。逆境の時こそ企業・事業を見直すチャンスでもあります。

企業とは、生活利害を共有する社会集団であり、富の源泉は、社員 1 人 1 人がリスクを背負い、創造力を生み出すことです。そうであれば、利益を生む仕組みづくりとは、社員が創造力を発揮できる職場環境づくりこそが経営者の一番の仕事かと思えます。

働きやすい職場環境づくりとは、まず経営者自身がどんな職場で働こうと思うかです。

まず第一に明るい職場かどうかです。

暗い職場でモチベーションはあがりません。最近節電と称して、照明を落としているスーパー等を見かけますが、暗い店舗で購買意欲は増加するのでしょうか。

また物理的ではなく、イヤな上司や公私混同の経営陣がいる会社で頑張っていることは難しいです。会社の人間関係の雰囲気が良いと自然と職場も明るくなるでしょう。

次に、頑張った成果を正当に評価してくれるかどうかです。

そのためには一定の経理の公開やそれに伴う決算に応じた決算賞与、各人の業績に応じた業績給等の給与システムづくりは不可欠となります。

弊社では今後とも経営に役立つ経理情報の確立をモットーに奮闘してまいります。

2023 年も、より一層のご支援、お引立てを賜りますようお願い申し上げます。

本年も宜しくお願い申し上げます。



税理士法人 AIF

代表税理士
社員税理士
社員税理士
社員税理士
税理士
税理士

2023 年 1 月 1 日

今西 崇男
山本 久美子
塚本 剛
馬道 昂志
川上 雅人
珍田 高穂

株式会社 AIF 総研

代表取締役
取締役

今西 崇男
永嶋 道隆

社員一同

景気動向 今後の見通し

倒産は6カ月連続増、円安・物価高・人手不足の「トリプルパンチ」が追い打ち

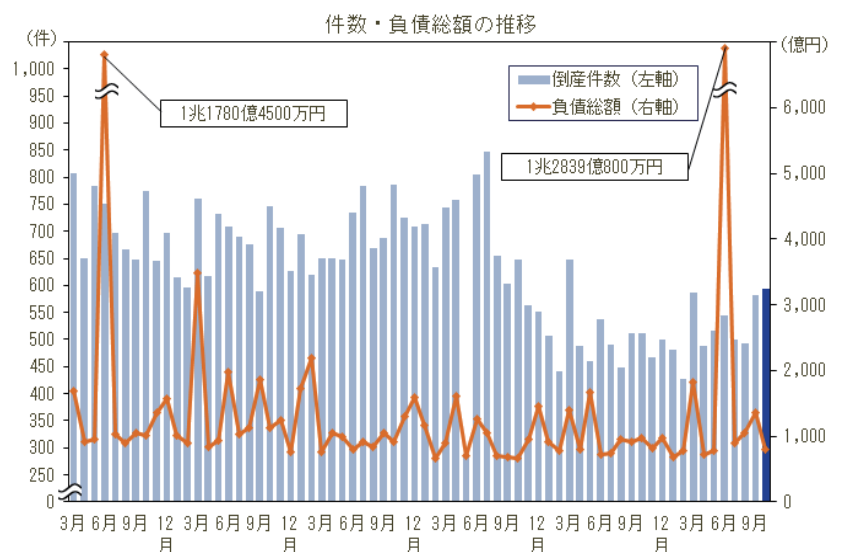
2022年10月の企業倒産は594件発生し、前年同月（512件）を大幅に上回ったほか、3月の587件を上回って今年最多を更新しました。また、今年5月以降6カ月連続での増加となるなど倒産増加トレンドが強まるほか、7カ月ぶりに全都道府県で倒産が発生するなど、倒産増の動きは都市部から地方へと伝播しつつあります。

足元では水際対策の大幅緩和など、インバウンドを中心に経済復興への動きが着実に進む一方で、円安・物価高・人手不足の「トリプルパンチ」が最後の追い打ちとなって、事業継続を断念する中小企業が増加しています。10月の「物価高」倒産は単月で過去最多を更新、「円安」倒産も今年最多に並ぶ7件が発生しました。「人手不足」倒産も、従業員やキーマンの退職などで経営難に陥ったケースが相次ぎ、2022年1-10月の累計で既に前年実績を上回っています。

また、「後継者難」倒産の動向にも目を向ける必要があります。2022年10月の後継者難倒産は56件発生し、単月としては過去最多を更新しました。年間を通じて最多だった前年（466件）を上回るペースでの推移となります。後継者難倒産の多くが、代表者の病気や死亡により事業が行き詰まったケースとなる一方、具体的な承継策を考えていたものの、コロナ禍における自社事業の先行きなどを見据え、最終的に事業をたたむ決断を下したケースが散見される点が特徴的です。

2022年の倒産は3年ぶり増加へ 前年からの「反動増」+「黒字倒産」の発生

帝国データバンクの調査では、2021年度の企業の平均借入金利は0.97%となり、調査開始の2006年度以降で初の1%割れとなりました。2007年度（2.33%）をピークに借入金利は低下が続いたなか、利子が事実上免除される通称「ゼロゼロ融資」の急拡大を受け、企業の利息負担が大きく減少したことが背景にあります。一方で、こうした融資の返済は2023年春頃から本格化する見通しです。無利子・元本据え置きに永らく慣れ切った後の返済開始は、債務の多寡を問わず、現状でも業績不振に苦しむ企業にとってコロナ禍からの立ち直りを阻む障壁となりかねません。



足元の企業倒産は、月平均600～700件台で推移したコロナ前に比べれば低水準であるものの、増加基調がより鮮明となってきました。現在の発生ペースが維持された場合、2022年通年の倒産件数は6200～6300件台に到達する見通しで、3年ぶりの増加となります。現在の増加局面は、官民の積極支援で大幅に発生が抑制されてきた前年からの反動増といった性格を帯びています。ただ、水際対策緩和など経済復興が推し進められるなかで、景況回復期に多く見られがちな、仕入れ増や人件費増、設備増強に伴う運転資金需要に資金調達力が追い付かない「黒字倒産」の発生も、今後の倒産増加の後押しとなる可能性があります。企業調査の最前線からも「明らかに信用不安に関する問い合わせが増えてきた」との声が聞かれるなか、原材料高や「2024年問題」に直面する建設・運輸産業、人手不足の影響が顕著なサービス業といった動向を特に注視したいです。

借り上げ社宅の税金—個人は節税で、会社は変わらない

借り上げ社宅制度で個人の税金負担は減る

会社が住宅の賃貸物件を借り上げて従業員等に貸与する「借り上げ社宅」制度を導入すると、通常、その従業員等の税金（所得税・住民税）の負担が減ります。それまで給与としていた額の一部を「借り上げ社宅」費用に充て、その分給与額面を減らす仕組みとなるためです。対象者は給与を減らされても、それまで支払っていた家賃費用を支払わなくてよくなるので困りません。

例：家賃 15 万円の社宅で自己負担 5 万円

従前：給与 45 万円家賃 15 万円で残 30 万円

導入後：給与 35 万円家賃 5 万円で残 30 万円

※給与額面 10 万円に対する税金負担が減るので手取りは多くなります。

一方、会社側の経費負担は変わりません。

従前：給与 45 万円の支払い

導入後：給与 35 万円+家賃 15 万円-本人負担家賃 5 万円で 45 万円の支払い

※厳密には、会社負担の社会保険料等が、給与額面 10 万円にかかる分、減ります。

借り上げ社宅制度導入時に気を付けること

社宅制度には社宅規程の整備が必要です。特定の人だけが経済的利益を享受しないような規程ぶりとしなければなりません。

また、借り上げ社宅は、礼金や更新料、退去時の原状回復費用なども借主である会社負担となります。入居者負担額を決める際は、この諸費用負担の考慮も欠かせません。

社宅の適正家賃の計算方法（従業員の場合 小規模住宅の役員にも適用可）

借り上げ社宅の場合、家賃全額が会社負担では、従業員等に対しての給与とみなされ、課税の対象となります。課税されないためには、一定額の家賃（「賃貸料相当額」）を従業員等から徴収する必要があります。賃貸料相当額は（1）から（3）の合計です。

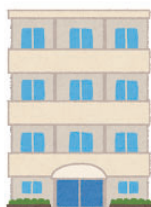
（1）（その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×0.2 パーセント

（2）12 円 ×（その建物の総床面積（平方メートル）／3.3（平方メートル））

（3）（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×0.22 パーセント

従来、受取家賃は、支払家賃の 50%ならよいか、従業員は 10～20%の家賃とし、最終手段は、税務調査で正しい家賃を算出してもらえばよいなどいわれてきました。

以前は固定資産税の課税標準額は大家さんに聞くしかありませんでしたが、いまは賃借人も請求できますので、適正家賃の計算ができます。適正家賃の計算をし、給与課税されない金額を決めましょう。



使用人から受け取る家賃が賃貸料相当額の 50 パーセント以上であれば、受取家賃と賃貸料相当額との差額は、給与として課税されません。こうした計算は税理士にご相談ください。

インボイス制度 免税事業者の選択と経過措置

免税事業者はインボイスで選択を迫られる

令和5年10月開始のインボイス制度は、免税事業者の方に選択を迫ります。免税事業者のままだった場合、今まで認められていた取引相手の仕入税額控除が減ってしまう可能性があるからです。

課税形態によって異なる取引相手への影響

では、実際どんな取引相手に影響があるのかを見てみましょう。

①自分が免税事業者、相手も免税事業者

お互い消費税の納税義務が免除されているので、影響はありません。また、取引相手が消費者の場合も、仕入税額控除を行わないため、影響はありません。

②自分が免税事業者、相手が簡易課税制度適用の課税事業者

簡易課税制度は「みなし仕入れ率」で売上に係る消費税額から控除を行うため、適格請求書を発行していない免税事業者相手でも影響はありません。

③自分が免税事業者、相手が課税事業者

簡易課税制度でない課税事業者は、令和5年10月以降は適格請求書がなければ、仕入税額控除ができません。ただし、令和5年10月から最初の3年間は免税事業者の請求する消費税額の80%、次の3年間は50%を仕入税額控除可能です。

つまり、③の場合は経過措置の適用があっても、取引先は今までよりも仕入税額控除額が減り、消費税納税額が増えるため、免税事業者との取引については購入価格の実質的な値上がりが出てしまうのです。

課税事業者になるか、ならないか？

免税事業者が課税事業者になり、適格請求書発行事業者登録をすれば、課税事業者の取引先との関係は継続しやすいでしょうが、消費税の納税義務が発生するため、現状の売上のままだと利益は減少します。

逆に免税事業者のまましていると、取引先の仕入税額控除が減るため、関係に影響が出る可能性があります。また、免税事業者が消費税を請求して受け取る権利はあるものの、あえて消費税を含まない請求に変更した場合は、現状より利益は減少します。

免税事業者の方は、経過期間の80%・50%の仕入税額控除、取引先の状況、取引先との関係値等、様々な要因を加味して、いつから適格請求書発行登録をするのか、はたまたしないのかを決めることになります。価格改定の話をしなければならぬケースも出てくるのではないのでしょうか。



そろそろどういう舵を取るのか、決めないといけない時期ですね。

インボイス業者扱いの消費者・農林漁民

要件としてのインボイスと例外一

適格請求書（インボイス）等保存方式の下では、インボイスの存在は仕入税額控除の要件です。ただし、その発行の要求が困難なものとしての次のものには、インボイス発行は要求されません。

- ① 3万円未満の公共交通機関旅客運送
- ② 使用の際に回収される入場券等
- ③ 3万円未満の自販機による商品販売等
- ④ 郵便切手類を対価とする郵便サービス
- ⑤ 従業員に支給する通勤費、出張旅費等

インボイス例外二

また、委託販売での取引とも言える次のものにも、インボイス発行は要求されません。

- ⑥ 卸売市場において行われる生鮮食料品等の販売
- ⑦ 農協・漁協・森林組合等に委託して行う農林水産物の販売

インボイス例外三

さらに、一般消費者が売り手となる次のものにもインボイス発行は要求されません。

- ⑧ 宅地建物取引業者への建物の売却
- ⑨ 古物営業を営む者への古物の売却
- ⑩ 再生資源及び再生部品の売却
- ⑪ 質屋を営む者の質物の取得

免税事業者からの仕入でのインボイス不要

上記の内、③⑥⑦は事業者からの仕入ですが、その中には免税事業者が含まれています。特に、⑥⑦は農業者、漁業者、林業者からの仕入であり、それらの小規模事業者との取引者を保護する政策的配慮です。

消費者からの仕入とみなすインボイス取引

それに対して、⑧⑨⑩⑪は、取引の相手が一般消費者である場合を通常事例と想定しての規定であり、一般消費者をインボイス事業者とみなすような扱いになっている、事業者配慮の政策的規定です。インボイスを発行できない事業者や消費者からの仕入税額控除制限規定をこれらでは機能させていません。

なお、⑧⑨⑩⑪の取引は、棚卸資産を取得する取引についてだけ適用なので、不動産や中古資産や再生資源を自己使用目的で購入する場合にはインボイスなしでの仕入税額控除特例の対象にはなりません。それならばと、⑨の不動産取引については、仲介業者に棚卸資産として購入してもらってから転売してもらう、取引の類型転換が増えるかもしれません。



我々をいじめる制度にすると国が亡びることになる

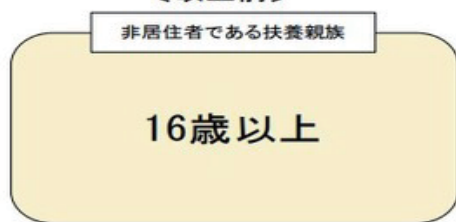
令和5年度分年末調整の注意点

国外居住親族に係る扶養親族の見直し

国外居住の30歳以上70歳未満の者を扶養控除等の適用対象者にするためには、留学生・障害者を除くと、年38万円以上の送金が条件として追加されました。これにより、多数の国外居住親族を扶養親族として申告することが難しくなり、実質的に扶養していないと扶養控除が受けられないという本来の姿になりました。

特に外国籍の従業員が多い製造業やサービス業の総務経理の方は、ご注意ください。

【非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件】 〔改正前〕



〔改正後〕



● ……扶養控除の対象

○ ……扶養控除の対象外

【非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合の源泉徴収事務における確認書類】

	留学生	障害者	38万円以上の送金を受けている者
確認書類	留学ビザ等相当書類	—	38万円以上の送金関係書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領する時	—	年末調整を行う時

(注) 扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に38万円以上の送金関係書類の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

給与等の受給者		公的年金等の受給者	
		扶養控除等申告書等 ^(注) の提出時に必要な確認書類	年末調整時に必要な確認書類
16歳以上30歳未満 又は70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上 70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38万円送金書類」
(上記①～③以外の者)		(扶養控除の対象外)	

(注) 扶養控除等申告書等とは、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」をいいます。以下同じです。

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.2.1/367号



contents

- ◆【速報】インボイス登録事業者の納税負担は 1.8% !
知っておきたい「2割特例」措置①～③
- ◆インボイス制度と独禁・下請・建設業法
- ◆給与の源泉納付にも 国税をスマホアプリで納付 吉田皓輔
- ◆令和5年4月から残業時間の割増率が変わる

【速報】インボイス登録事業者の納税負担は 1.8% ! 知っておきたい「2割特例」措置①

概要を一言で言うと、インボイス登録のため、新たに課税事業者になることを選択した人が納税する消費税額が、本来は売上高 9% から 5% であったのが、約 2% に軽減されることになります。

インボイス制度の「2割特例」措置について（財務省主税局）

インボイス制度導入のために新たに課税事業者（インボイス登録事業者）になった方は、簡易課税の届出のような事前の手続きがなくても、2割特例の適用が出来ます。また、簡易課税制度の届出を出していても、確定申告時に有利な方を選択できます。

2割特例を適用した場合の負担軽減の内容（フリーランス（サービス業）の場合）

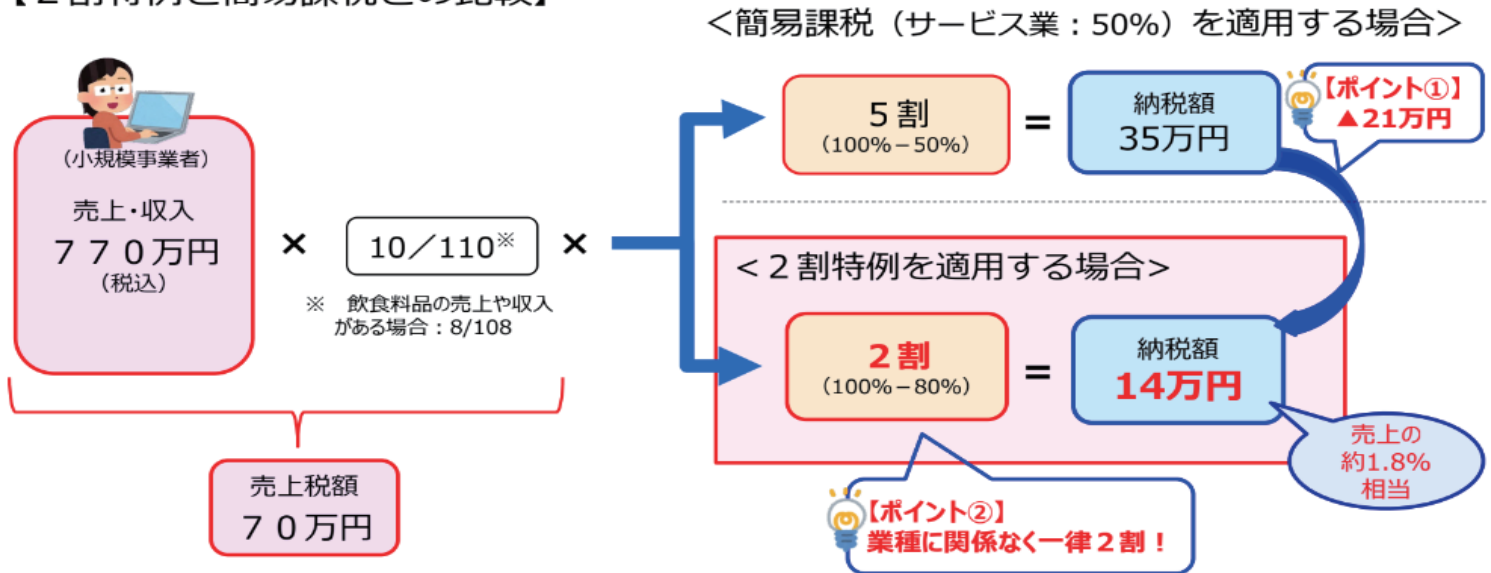
○ 簡易課税による簡便さに加え、

【ポイント①】 税負担が軽減される

【ポイント②】 業種を把握※することや、支払を管理する必要がなくなる

※ 2割特例は業種を把握する必要はないが、簡易課税は、業種（1～6種）を判断・把握し区分する必要がある。

【2割特例と簡易課税との比較】

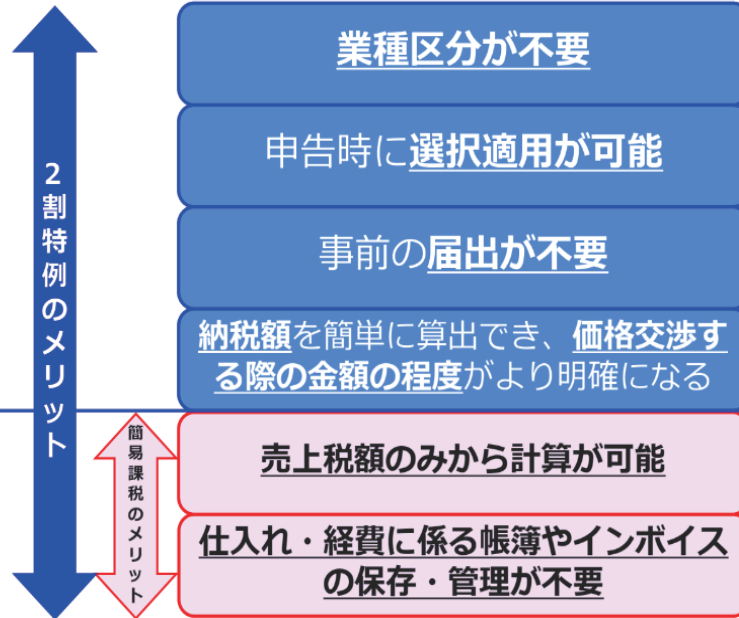


2割特例は、業種区分が不要で、事前の届出も不要なので、簡易課税制度よりもさらに事務負担が減ります。

また、簡易課税制度の届出をしていれば、2割特例の対象者でも、確定申告時に両方選べます。

**【速報】インボイス登録事業者の納税負担は 1.8% !
知っておきたい「2割特例」措置②**

簡易課税制度との事務負担における主な違い



2割特例措置が適用されるのは、令和5年10～12月分の申告から令和8年分の申告までの、4回分の確定申告です。但し、2年前の課税売上高が1千万円を超える課税期間（年）がある場合は、その課税期間は適用対象外になるので注意してください。

2割特例の適用対象期間と留意点

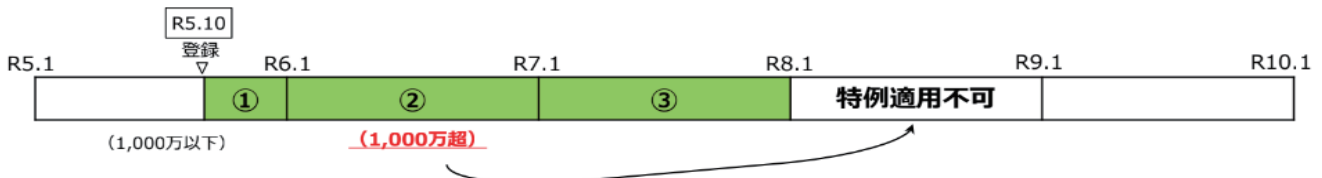
① 適用対象期間

- 個人事業者は、**令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告までの4回分の申告**において適用が可能。



② 留意点

- ただし、2年前の課税売上高が1千万を超える課税期間（年）がある場合、その課税期間は、適用対象外。



【速報】インボイス登録事業者の納税負担は 1.8% ! 知っておきたい「2割特例」措置③

インボイス登録の期限も延長されました。2023年10月1日からの登録を受けるためには3月末までの申請が必要とされていましたが、4月以降の登録申請でもOKになりました。「3月までの申請が困難な事情」の記載も不要です。

2023年10月1日以降も、インボイス登録事業者として請求書を発行したい日付の15日前までに登録申請をすれば、いつでもインボイス登録が可能です。

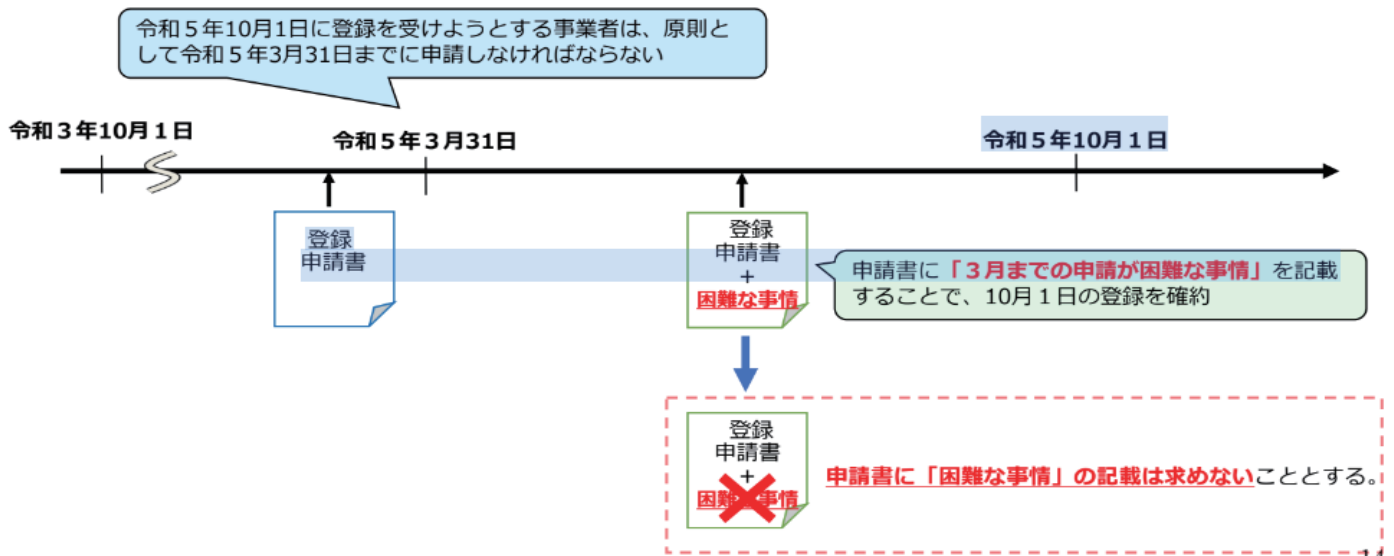
登録申請手続の柔軟化（案）

（現行）

- インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出しなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられている。

（対応案）

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととする。



その他の簡易措置

- 適格簡易請求書等 相手先名が不要 現行のレシートに課税事業者番号を記載

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

請求書等の相手先の名称の記載は不要となっています。なお、適格簡易請求書は電子データによる交付も可とされています。適格簡易請求書は、インボイス制度下における「レシート」と認識すると分かりやすいでしょう。

- 少額な返還 インボイス免除

税込み1万円未満の売上返金の場合、インボイス免除 相殺される振込手数料が該当

インボイス制度と独禁・下請・建設業法

消費税改正による免税事業者への違法行為

インボイス制度上、免税事業者はインボイスを発行できず、免税事業者に発注している会社は、消費税の仕入税額控除ができず、納税消費税が増えてしまい、何らかの対応を迫られることになります。

しかし、対価の減額や取引の停止、免税事業者から課税事業者への転換要請なども、必ずしも容易には行えません。消費税法の改正が原因で、それらの新たな対応をしなければならなくなってしまい、その挙げ句は、仕入外注先等である免税事業者に対する、独禁法、下請法、建設業法などでの法律上の問題を生み出しかねない状態になってしまうからです。こんなことに悩まなくて済むような配慮的措置を用意した上での消費税改正にしてもらいたいものです。

独禁法・下請法・建設業法での禁止行為

自己の取引上の地位が相手方に優越している場合、相手に対し、不当不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。取引条件の見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

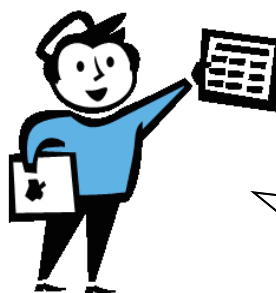
下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止する下請代金の減額として問題となります。この場合、免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人が、自己の取引上の地位を利用して免税事業者である下請負人に対して、契約後に、取り決めた下請代金の額を一方向的に減額した場合、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

仕入消費税の転嫁保証は必要最低限

仕入側の都合で、免税事業者が負担していた消費税額にも満たないような価格を設定した場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用、下請法で禁止する買ったたき、建設業法の「不当に低い請負代金の禁止」の規定違反、として問題となります。

逆に、免税事業者であることを前提にした取引単価を、課税事業者になってからも、単価改定交渉に応じずに据え置くことも下請法第4条第1項第5の「買ったたき」に該当し、独占禁止法にも抵触します。



下請けいじめはしたくない。消費税の改正で、下請けを困らせるハメになっている。

給与の源泉納付にも 国税をスマホアプリで納付

2022年12月1日から、スマホアプリによる国税の納付が可能となりました。e-Taxを利用することで毎月の給与の源泉納付にも利用できます。

スマホアプリ納付とは、スマートフォンを利用して、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスをし、Pay払い（〇〇ペイ）を選択し、画面の表示に沿って操作をすることで、国税を納付することができる手続のことをいいます。

(1) 利用可能なPay払い

2022年12月末現在、国税を納付することができるPay払い（アプリ）は、次のとおりです。



(2) 利用可能な国税の種類

スマホアプリを利用して納付することができる国税の税目のうち、主なものは次のとおりです。これらについては、本税に加えて加算税や延滞税などの付帯税の納付も可能です。

申告所得税及び復興特別所得税
消費税及び地方消費税
法人税（グループ通算、連結納税を含む）
地方法人税（グループ通算、連結納税を含む）
相続税
贈与税
源泉所得税及び復興特別所得税（※）

※ 給与や報酬の源泉所得税の納付など「所得税徴収高計算書」の提出が必要な場合は、e-Taxにより所得税徴収高計算書データを送信後、メッセージボックスに格納される受信通知から「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスする方法により、納付することができます。紙面を用いた場合には、利用できない点にご留意ください。

(3) スマホアプリ納付の特徴

スマホアプリ納付の主な特徴は、次のとおりです。

事前の手続不要
24時間いつでも利用が可能（メンテナンス等一定の場合を除く）
決済手数料不要
一度の納付手続での上限は30万円（利用するPay払いの設定金額により、これより下がる場合もある）
領収証書は発行されない

地方税については、すでにスマホアプリ納付を導入している自治体がありますので、ご利用の経験がある方もいらっしゃるでしょう。

クレジットカードによる納付と比べ、「30万円」という利用上限の低さはあるものの、決済手数料が不要で利用できる点はメリットがあります。国税の納付手段の一つとして、お考えいただくとよいかと思ます。

令和5年4月から残業時間の割増率が変わる

月60時間超の時間外労働の割増率5割に

令和5年4月1日より1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を「5割以上の率」とする規定が中小企業にも適用になります。もともと時間外労働の割増率は2割5分以上5割以下で計算をする、となっています。

2010年4月から労基法の改正により1か月60時間を超える時間外労働は5割以上の割増率で支払うことが決められました。ただし、この改正は中小企業には適用猶予されていて、施行から13年を経て中小企業にも適用される時期となりました。

代替休暇の制度もあり

中小企業でも1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率5割以上が適用されることになるに伴い「代替休暇」の適用も認められます。「代替休暇」とは1か月間に60時間を超えて時間外労働を行なった場合、労使協定において法定の割増率の引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給休暇を与えることができるというものです。

協定内容で協定すべき事項は、1か月60時間を超えて労働させた時間に対して何時間の代替休暇を与えるかの計算方法や休暇の単位(1日または半日等)があり、実際に代替休暇を取得するか否かは労働者の意思によります。実施するときは就業規則に「代替休暇制度」を規定しておかなければなりません。1か月60時間を超える残業のある企業はその精算方法についてどのように進めるか労使で協議し、話し合う必要があります。

ほかにも残業時間が長時間になっている企業は、勤怠システム等で労働時間の現状把握をして長時間労働の是正に努めることが必要です。

2022年4月から未払い残業代請求の時効が2年を超えて蓄積する期間に入っています。2023年4月からは3年分の請求請求が可能になります。残業が多い企業は業務の見直し等対策を行いましょう。



なるべく長時間労働にならない方が良いけれど代替休暇があるのは助かる



contents

◆令和4年・5年度の決算対策の目玉

所得拡大税制で大きな節税効果

◆令和5年度税制改正 個人所得課税

◆令和5年度税制改正 資産課税編

令和4年・5年度の決算対策の目玉 所得拡大税制で大きな節税効果①

コロナ後の大きな動きとして、原材料と人件費の高騰が続いています。特に16歳から60歳までの生産者人口の減少は、大都市圏での人出不足として人件費の高騰をもたらしています。

とりわけ飲食、旅行業、建設業等のサービス部門での人件費の高騰が激しく、人件費高騰、人出不足による倒産は、飲食業と建設業で多発しています。

政府もデフレ脱却、消費増大による景気回復を目指すとして、令和4年度より大きく緩和策をとり、従業員に支払った給料につき、前期よりも一定金額増加させた場合だけで、大きく税額控除できる制度をとっています。

それは「所得拡大促進税制」と呼ばれ、これまでは面倒な計算が必要でしたが、非常に簡素化され、簡単に節税でき、また税額控除も大きく拡大しました。

中小企業向けの所得拡大促進税制とは、

- ① 青色申告を提出している「中小企業者」が
- ② 国内雇用者に給与等を支給する場合
- ③ 前年度より給与等支給総額を1.5%以上増加させた場合に、
- ④ 増加額の15%(or25%)を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

事前申請は不要ですが、確定申告の際には明細書を添付する必要があります。

★適用期間 2024年3月31日までに開始した各事業年度まで適用が可能

★適用要件 当期の雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$

設立初年度や開業初年度は、前期がありませんので、適用できません。

注1 雇用者とは、パートや中途入社、退職者等は含まれるが、役員及びその特殊関係者は含まれない。

注2 給与等支給額とは、国内雇用者に対して支給する給与・賃金・賞与等で、退職金は含まれない。

(所得税が課税されない非課税通勤交通費は含まれない)

税額控除額

適用要件	雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加
税額控除	雇用者給与等支給額の前年度比増加額の15%

令和4年・5年度の決算対策の目玉 所得拡大税制で大きな節税効果②

令和4年税制改正により、令和4年4月1日開始事業年度より、税額控除の上乗せ要件が緩和されています。

上乗せ要件	(1) 雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加かつ (2) 下記のいずれかを満たす。 ア・教育訓練費が前年度比10%以上増加 イ・適用年度末までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上につき証明を受ける。
上乗せ控除率	雇用者給与等支給額の前年度比増加額の25%
控除上限	いずれの場合でも法人税額の20%が限度

雇用調整助成金等の取扱い

雇用調整助成金等については、適用要件判定時は、「給与等支給額」から控除しなくてよいものとされています。ただし、実際、税額控除額を計算する際の給与等支給額の増加額の算出については、雇用安定助成金を控除して計算する必要があります。

教育訓練費とは

教育訓練費は、「国内雇用者の職務に必要な技術や知識を習得させるため、又は向上させるために支出する費用」です。

★該当するもの

他の者に委託する教育訓練等費用	研修委託費・講師人件費・施設使用料等の委託費用 ⇒100%子会社への委託も含む。
他の者が行う教育訓練等に参加させる費用	外部研修参加費等(Q47・48) ⇒法人が社員に支払う報奨金は×

★該当しないもの

使用人等に支払う教育訓練中の人件費
教育訓練等に関連する旅費、交通費、食費、宿泊費等
教材の購入・製作に要する費用

令和5年度税制改正 個人所得課税

個人所得課税では、「資産所得倍増プラン」をもとに、NISA 制度やスタートアップ支援制度を中心に見直しが行われます。

NISA は投資枠の拡充と制度を恒久化

新たな NISA 制度では、投資枠が「つみたて投資枠」として、年 120 万円（これまで年 40 万円）、「成長投資枠」として年 240 万円（これまで年 120 万円）、併用を可能にして、合計で年 360 万円、累計 1,800 万円（うち成長投資枠の累計は 1,200 万円）まで大幅に拡充されます。非課税となる保有期間は、無期限とし、制度の恒久化が図られます。令和 6 年 1 月から適用されます。

摘要	つみたて投資枠	成長投資枠
投資上限額	年 120 万円（従前は年 40 万円）	年 240 万円（従前は年 120 万円）
非課税期間	無期限（従前は最長 20 年）	無期限（従前は最長 5 年）

スタートアップへの再投資に非課税措置

スタートアップへの資金供給を強化するため、保有株式の譲渡益を元手にして、創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合、20 億円を上限に株式譲渡益に課税しない制度が創設されます。

また、ストックオプション税制の権利行使期間の上限を 15 年（現行 10 年）に延長し、スタートアップの事業を後押しします。

高所得者の税負担を適正化

税負担の公平化の観点から、極めて高い水準の所得者に対して、基準所得金額から 3.3 億円を控除した金額に 22.5%の税率を乗じた金額が、基準所得税額を超過する場合には、その超過した差額について追加的に申告納税を求めます。令和 7 年分以降の所得税から適用されます。

相続空き家の特例は適用要件を改正

相続空き家の特例は、建物譲渡の翌年 2 月 15 日までに耐震基準に適合させるか、取壊し等を行えば適用できるようになります。また、建物、敷地の相続人が 3 人以上の場合、特別控除額は 2,000 万円とされます。令和 6 年 1 月 1 日からの譲渡に適用されます。

特定非常災害損失の繰越控除期間を 5 年に

特定非常災害により生じた損失について、雑損失や純損失の繰越期間を例外的に 5 年（現行 3 年）に延長します。



スタートアップには
資金調達しやすい環境
になります。

令和5年度税制改正 資産課税編

資産移転時期の選択に中立的な税制の構築

被相続人の高齢化に伴い、個人金融資産などの資産が高齢者に偏在するなかで、若年層への資産移転を図るとともに、相続や贈与に伴う税負担の違いが資産移転の時期の選択にできるだけ影響しないようにするため、資産課税の見直しが図られます。

相続時精算課税贈与は利用しやすく改正 これが節税の目玉

相続時精算課税制度では、特別控除額 2,500 万円とは別に、課税価格から暦年で 110 万円の基礎控除を受けられるようになります。また、相続財産の価額に加算される相続時精算課税贈与額は、基礎控除後の残額となります。これは、暦年贈与課税と同様に、少額贈与については課税せず、事務負担の軽減をはかるものとなっています。

また、贈与を受けた土地・建物が災害により被害を受けて資産価値が下落した場合、相続税の課税価格に加算される財産の価額は、被害を受けた部分の金額を控除した額となります。いずれも、令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

暦年課税贈与の加算期間は、7年に延長

暦年課税贈与は、相続開始前7年間（現行は、3年間）に受けたものが、相続税の課税価格に加算されるようになります。この場合、延長された4年間の贈与は、贈与を受けた財産の合計額から100万円を控除できます。令和6年1月1日以後の贈与から適用となります。

教育資金、結婚・子育て資金贈与は延長へ

教育資金の一括贈与に係る非課税制度、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税制度は、富裕層に大きな節税メリットがあり、資産格差を固定化させる一方、近年は利用件数が低迷していました。政府税調ではこれらの制度の廃止または縮小の意見も多く出されていましたが、税制改正大綱では、節税的な利用につながらないよう、一部改正の上、教育資金贈与の非課税制度は、適用期限を3年延長、結婚・子育て資金贈与の非課税制度は、2年延長となりました。

マンション評価は適正化を検討

この他、閣議決定前に公表された自民党・公明党の税制改正大綱（R4.12.16）では、マンションの財産評価について、マンションの市場価格と財産評価基本通達に基づく相続税評価額との間に大きな乖離が見られることから、納税者の予見可能性を確保するべく、相続税法の時価評価のもと、適正化を検討する方針が示されています。



扶養親族への教育費の贈与で通常、必要と認められるものは、本法でも非課税です。

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.4.1/369号



contents

◆インボイス制度スタートまであと半年！

インボイス制度のポイントチェック①～④

◆ゼロゼロ融資の債務負担軽減 コロナ借換保証制度

インボイス制度スタートまであと半年！ インボイス制度のポイントチェック①

令和5年10月1日のインボイス制度開始まで約半年となりました。開始に向けた準備を進める中で、インボイス制度の理解に不安がある方や、誤った認識をされている方もいるかもしれません。そこで、インボイス制度のポイントとなる10個の質問で理解度をチェックしてみましょう。正しいと思うものに「○」、間違っていると思うものに「×」を記入してみてください。

NO.	質問	○・×
1	課税事業者は適格請求書発行事業者の登録を必ずしなければならない。	
2	適格請求書発行事業者は、すべての取引についてインボイスを発行しなければならない。	
3	「適格請求書発行事業者の登録申請書」は令和5年3月31日までに提出しなければ、インボイス制度が開始する令和5年10月1日の登録は間に合わない。	
4	免税事業者が「登録日から課税事業者となる経過措置」の適用を受ける際に記載する「登録希望日」は、個人事業者の誕生日や会社の創立記念日などの「特別な日」を設定することが望ましい。	
5	インボイスの記載事項の1つである「適用税率」は、例えば、税理士報酬のように明らかに軽減税率の取引でない場合でも記載しなければならない。	
6	インボイス制度の開始前は、請求書等に登録番号を記載してはいけない。	
7	現行の区分記載請求書等保存方式では、請求書等の記載に誤りがあった場合には受領した側(買手側)で修正が可能であるが、インボイス制度が始まると、売手側が修正したインボイスを再交付しなければならない。	
8	免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をして課税事業者となった場合、売上代金とともに受け取った消費税額(売上に係る消費税額)はすべて納付することになる。	
9	免税事業者からの仕入れに係る「80%の経過措置」は、インボイスのないすべての取引に適用される。	

解答は次のページ➡

インボイス制度スタートまであと半年！ インボイス制度のポイントチェック②

質問1 課税事業者は適格請求書発行事業者の登録を必ずしなければならない。

答え ×

適格請求書発行事業者の登録は任意です。これは、その事業者が課税事業者であっても、免税事業者であっても同じです。

令和5年10月1日以降は、原則として、インボイスの保存がない取引に係る消費税額は仕入税額控除ができませんが、インボイスを発行するためには適格請求書発行事業者の登録が必要です。つまり、売手側が登録をしないと、買手側は仕入税額控除ができないということです。ただし、買手側が仕入税額控除の適用を受けないであろう消費者などである場合には、売手側は登録をしたとしてもインボイスを発行する場面がないかもしれません。自社の取引相手を確認した上で、登録をするかどうかを検討しましょう。



例えば、事業者間ではない取引や経費にならない個人的なもの、インボイスを必要としない飲食店や自宅のみを対象とするペンキ屋さん等は登録する必要ありません。

質問2 適格請求書発行事業者は、すべての取引についてインボイスを発行しなければならない。

答え ×

適格請求書発行事業者の登録を受けると、インボイスの交付義務を負いますが、この義務が課されるのは「国内において課税資産の譲渡等を行った場合」で「取引の相手方（買手側）から求められたとき」に限られます。ここでいう「課税資産の譲渡等」とは、平たくいうと消費税のやり取りをする取引をいいます。適用税率は問いませんので、標準税率10%、軽減税率8%のいずれの取引にも交付義務が課されます。また「取引の相手方＝（買手側）から求められたとき」となっていますので、「求められなければ交付をしなくてよい」ということになります。飲食店など消費者との取引が想定される事業では、買手側（＝飲食をした人）から「インボイスをください」と求められた場合のみ交付をすれば問題なく、買手側の全員に対して必ずインボイスを交付しなければならないわけではありません。



あまり欲しい人がいなければ、請求書や領収書に印鑑押印で対応も可能です。

質問3 適格請求書発行事業者の登録申請書は令和5年3月31日までに提出しなければ、インボイス制度が開始する令和5年10月1日の登録は間に合わない。

答え ×

インボイス制度が開始する令和5年10月1日に登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出しなければなりません。ただし、令和5年3月31日までに申請書を提出することができない「困難な事情」がある場合には、令和5年4月1日から9月30日までの間に登録申請書を提出したとしても令和5年10月1日のインボイス制度開始の日に登録を受けることが可能です。

なお、令和5年度改正では、令和5年9月30日までの申請については、登録申請書への「困難な事情」の記載の有無にかかわらず、令和5年10月1日を登録日として登録をすることが可能になる見込みです。ただし、登録申請書を提出してから登録通知書が届くまでには一定の期間を要します。したがって、登録をする際には早めに申請書を提出することをオススメします。



税理士法人 AIF で電子申請依頼する場合、1ヵ月前の8月31日までに、自社で郵送する場合、2ヵ月前の7月31日までに登録してください。

インボイス制度スタートまであと半年！ インボイス制度のポイントチェック③

質問4 免税事業者が「登録日から課税事業者となる経過措置」の適用を受ける際に記載する「登録希望日」は、個人事業者の誕生日や会社の創立記念日などの「特別な日」を設定することが望ましい。

答え ×

インボイスの登録年月日は、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」にも公表される日付ですので、「特別な日」を登録年月としたい気持ちも理解できます。しかし、消費税の申告においては、この登録年月日を境に「免税事業者」と「課税事業者」という事業者のステータスが変わります。これは、その登録年月日の前日において、収益や費用を発生主義にすることや、「免税事業者が課税事業者となった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整」の適用を受けるための棚卸資産の集計など、決算と同等の作業を行うことを意味します。

「登録希望日」は任意の日付を選ぶことができますが、消費税の申告をする上では、課税事業者になるための準備ができる日付を設定することが望ましいといえます。



経理処理が面倒なため10月1日が望ましいです。
9月30日で仮決算をする必要があります。

質問5 インボイスの記載事項の1つである「適用税率」は、例えば、税理士報酬のように明らかに軽減税率の取引でない場合でも記載しなければならない。

答え ○

<インボイス(適棉請求書)の記載事項>

- ①請求書発行者の氏名または名称および登録番号
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等の内容(軽減税率対象品目である旨)
- ④課税資産の譲渡等の税率ごとの対価の額(税抜または税込)の合計額及び適用税率
- ⑤適用税率ごとの消費税額
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

インボイス制度では、上記質問2で解説したインボイスの交付義務がある取引であれば、適用される税率(標準税率10%・軽減税率8%)に関係なく、適用税率を記載することとされています。したがって、例えば、税理士報酬のように明らかに軽減税率の取引でない場合でも(誰がどう考えても標準税率10%の取引だと判断できるものであったとしても)、「適用税率10%」という記載が必要になります。なお、このような標準税率の取引しかない場合において「軽減税率が適用される取引はない」などの記載は不要です。

質問6 インボイス制度の開始前は、請求書等に登録番号を記載してはいけない。

答え ×

適格請求書発行事業者の登録が済んでいる場合には、インボイス制度の開始前でも請求書等に登録番号を記載することは問題ありません。登録番号を早めに記載することで「登録が完了している」「インボイス制度開始後も仕入税額控除が適用できる」ということが伝わりますので、むしろ取引先への安心材料の提供につながるかもしれません。なお、インボイス制度の開始後において、適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、登録番号のような番号を記載するなどの「インボイスであると誤認されるおそれのある表示をした書類」を買手側に交付することは禁止されます。これに違反した場合には、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金となるため注意が必要です。

インボイス制度スタートまであと半年！ インボイス制度のポイントチェック④

質問7 現行の区分記載請求書等保存方式では、請求書等の記載に誤りがあった場合には受領した側（買手側）で修正が可能であるが、インボイス制度が始まると、売手側が修正したインボイスを再交付しなければならない。

答え ×

インボイス制度開始後は、記載漏れや記載誤りがあった場合には、修正したインボイスを交付するところまでが「適格請求書発行事業者の義務」になります。受けとった側で勝手に修正や記載してはいけないということです。

質問8 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をして課税事業者となった場合、売上代金とともに受け取った消費税額（売上に係る消費税額）はすべて納付することになる。

答え ×

消費税は、売上に係る消費税額（売上税額）から、仕入に係る消費税額（仕入税額）を控除して納付税額を計算します（一般課税）。これは、今回のインボイス制度の導入により、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をすることで課税事業者となった場合でも同様です。したがって、一般課税の計算では仕入や経費に係る消費税がある場合には、売上税額から控除することができますので、売上税額のすべてを納付することはありません。

またこの他に、簡易課税制度（事業の種類に応じて売上税額の90～40%を控除できる制度）や、令和5年度改正で創設されるいわゆる「2割特例（売上税額の80%を控除して残りの20%を納付する制度）」による計算方法もあります。これらの選択肢について、適用要件や選択する場合の手続きを検討の上、納付税額が少なくなる方法を選択しましょう。

<消費税の納付税額の計算方法>

売上税額 - 仕入税額 = 納付税額

↓

- | | | |
|---|------|-----------------------|
| ① | 一般課税 | 仕入や経費に係る消費税額 |
| ② | 簡易課税 | 売上税額の90～40%（事業の種類による） |
| ③ | 2割特例 | 売上税額の80%（事業の種類は問わない） |



結論、2割特例終了まで一般課税と2割特例を比較して納税。その後簡易課税選択か否かを考えましょう。

質問9 免税事業者からの仕入れに係る「80%の経過措置」は、インボイスのないすべての取引に適用される。

答え ×

令和5年10月1日以降は、原則として、インボイスの保存がない取引は、仕入税額控除の適用を受けることができませんが、次に掲げる期間は、免税事業者等からの課税仕入れ等の税額の一部について、仕入税額控除を認める経過措置が設けられています。これを「80%の経過措置」といいます。

この「80%の経過措置」の適用を受けるためには、免税事業者等から受領した「区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等」の保存が必要です。つまり、請求書も領収書も何もない取引には、「80%の経過措置」の適用は認められないということです。また、帳簿に「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨（例：80%控除対象）」の記載も追加で必要になる点にも注意が必要です。

ゼロゼロ融資の債務負担軽減 コロナ借換保証制度

ゼロゼロ融資の返済が 2023 年から本格化

新型コロナウイルス感染症の拡大で売上が減った企業を支援するための融資で、実質無利子・無担保で融資が受けられたことから「ゼロゼロ融資」と呼ばれた支援策は 2022 年 9 月に終了しています。ゼロゼロ融資を受けた場合の据置期間は 5 年以内ですが、3 年前後で設定した中小企業が多いようで、2023 年夏ごろから返済が本格化すると見られています。

しかしながら現況を鑑みると、コロナの影響の長期化だけでなく、原材料費高騰での物価高など、多くの中小企業が厳しい状況にある中、積みあがった債務の返済負担は重くのしかかっています。国は一定の要件を満たした中小企業者が金融機関との対話を通じた「経営行動計画書」を作成した上で、金融機関の伴走支援を受けることを条件にした、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる「コロナ借換保証制度」を 2023 年 1 月 10 日より開始しています。

この制度は 2021 年 4 月 1 日より開始された「伴走支援型特別保証制度」の適用要件を緩和したものとなっています。概要や要件を確認してみましょう。

コロナ借換保証制度の概要

- 保証限度額 : 1 億円 (民間金融機関のゼロゼロ融資上限額である 6,000 万円を上回る額)
- 保証期間 : 10 年以内 据置期間 : 5 年以内
- 金利 : 金融機関所定 保証料 (事業者負担) : 0.2% 等 (補助前は 0.85% 等)
- その他 : 100% 保証の融資は 100% 保証での借換えが可能

金融機関の協力が必要です

コロナ借換保証の適用要件は、

- ①セーフティネット 4 号か 5 号の認定
- ②売上高が 5% 以上減少
- ③売上高総利益率 / 営業利益率が 5% 以上減少 のいずれかです。

また、上記適用要件に加えて、金融機関による継続的な伴走支援と経営行動計画書の作成が要件となっています。



現状コロナ関連の支援策は、継続・終了・創設されたものと様々です。まずはご相談を。

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.5.1/370号



contents

- ◆令和5年度税制改正の目玉 所得税
- ◆令和5年度税制改正で大きく変わる相続対策
- ◆インボイス登録の申請件数が300万件を超える
- ◆創業時の個人保証を不要とする新しい信用保証制度開始
- ◆収入の壁 抑えるべき2種類の壁 「税金」と「保険」
- ◆～本のご紹介～ 税理士 山本久美子

令和 5 年度税制改正の目玉 所得税

令和 5 年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に運用してもらうという趣旨で NISA の抜本的拡充や恒久化、相続時精算課税の見直しや相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長が行われました。また、消費税のインボイス制度開始に伴い課税事業者となる免税事業者の負担軽減措置が講じられています。また、法人税の無申告者への罰則税の強化もとられています。

●NISA の拡充

NISA(少額投資非課税制度)は、購入した株式や投資信託の売却益や配当金が一定の範囲内で非課税となる制度です。NISA には一般 NISA と積立 NISA があり、それぞれ非課税となる保有期間や非課税枠などが決められていました。今回の改正では、非課税期間が無期限となり、非課税枠などが拡充されました。

	一般 NISA	積立 NISA	改正案
非課税期間	5 年間	20 年間	無期限
年間非課税枠	120 万円	40 万円	積立投資 120 万円 成長投資 240 万円
非課税限度額	600 万円	800 万円	両方 1800 万円

現在日本の普通預金金利は 0.001% 1000 万円預けても 100 円の金利です。定期預金でも 1000 万円預けても 200 円です。

●NISA の疑問

①多額の資金がいるのでは？

まとまった金額がなくても 100 円からでも始められます。

②知識なしで始めて大丈夫か？

「投資信託」から始めれば知識はいりません。

③元本割れが怖い

長期の「投資信託」で全世界を対象にした「投資信託」であれば、過去一度もマイナス成長はないことからリスクは少ないです。

④積立 NISA か一般 NISA の選択

2023 年 1 月より積立 NISA と一般 NISA の両方ができます。初心者はまず積立 NISA がお勧めです。老後の年金が不安な若い方は、預金や年金保険よりもはるかに高い運用益があり、税金も 0 円な積立 NISA を、経営者や資産家の方、余裕資金のある方、定期預金にお金眠っている方は一般 NISA を。

⑤保管手数料、売買手数料、買付手数料 0 円の証券会社に NISA 口座をつくる

SBI 証券、楽天証券、松井証券、マネックス証券等ネット証券はほとんど 0 円です。

窓口で相談したいのであれば、SMBC 日興証券等は低額手数料で取り扱っています。

令和5年度税制改正で大きく変わる相続対策

相続時精算課税制度で年110万円まで相続税・贈与税ともに非課税となります。

● 暦年贈与の相続税贈与の加算期間の延長

これまでは、相続が開始した前3年以内に贈与があった場合、その贈与により取得した財産の価額は相続税の計算に加算することとされてきました。駆け込み贈与は認めないという趣旨と思われます。この加算期間が令和6年1月1日より3年から7年に期間が延長されました。

● 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度とは、事前に推定相続人に相続時精算制度の適用を申請しておけば、2500万円(複数年にわたり2500万円が限度)まで贈与税の非課税措置がうけられ、2500万円を超えた生前贈与については20%の軽減税率が適用される制度です。それが今回の改正では、この控除とは別に、相続時精算課税制度を選択していれば毎年110万円以内の贈与なら贈与税の申告不要で非課税となります。これまで少額でも申告が必要であった相続時精算課税ですが、これにより110万円までなら、贈与税も相続税もかからず申告不要となれば、利用者側のメリットも大きく、相続対策にも使えます。

● 新しい相続時精算課税制度 2024年1月1日から施行

- ・ 年110万円までの贈与 (新たに減税措置)

贈与税はかからない。相続財産にも加算しない。相続税もかからない。

- ・ 累計2500万円までの贈与

贈与税はかからない。相続税に加算する。相続税の課税対象となる。



相続時精算課税制度は申告期限までに提出する必要があります。忘れずに!!

※上記の規定は一見矛盾しますが、相続時精算課税は一度申請すれば元に戻れない制度ですので、税務当局が財産の移転等捕捉しやすい面があり、暦年課税の非課税は実務上調査・捕捉は難しい面もあるかと思えます。一部の税理士では、相続時精算課税の110万円の非課税規定が今後なくなることも考えられると警戒感が出ています。

その他の改正

● 罰則強化 無申告加算税の引き上げ

無申告加算税は、納付すべき税額の50万円までは15%、50万円を超える部分については20%の割合で課税されてきました。今回の改正では、300万円を超える部分は30%に引き上げられます。法人税22.5%+30%合計52.2%に延滞税+住民税では75%以上の税額となり、無申告者には大変な罰則です。また、税務調査通知後の修正申告をした場合は25%に減額されるとのこと。

インボイス登録の申請件数が 300 万件を超える

令和 5 年 3 月 31 日現在、国税庁はインボイス発行事業者の登録が 300 万件を超えたと発表しました。

3 月 31 日現在で申請件数は 320 万件に上ることがわかりました。登録ベースでは 268 万件となります。消費税の課税事業者全体の 76%が登録を済ませており、個人の課税事業者の≒53%と過半数が、法人の課税事業者の≒88%と 9 割がそれぞれ登録をしています。

●消費税の課税事業者はインボイス発行事業者の登録を早急しておくべき

消費税の課税事業者とは、原則として過去の法人申告や確定申告で、消費税の申告もしている事業者のことです。よく理解できないのでインボイス登録に躊躇している事業者は、とりあえずインボイス発行事業者になっておくのがよいでしょう。

インボイス発行事業者になったとしても、売先からインボイス(適格請求書)を要求されない限り発行しなくてもよいです。しかし、まれに法人の顧客や商売をしている顧客にインボイス(適格請求書)を要求される場合がありますので、領収書や請求書にインボイス番号を手書きで書くか、シャチハタ等の印鑑を用意しておくことです。これだとレジや販売管理ソフトの新規購入も必要ありません。

せっかく消費税の申告も納税もしているのにインボイス登録をしていないだけで、顧客に逃げられたり、零細業者(1000万円以下の売上がない免税事業者)とみられたり、売上を1000万円以下に誤魔化しているのではないかと脱税を疑われたり、馬鹿馬鹿しい限りです。

期限は令和 5 年 9 月までですが、駆け込み申請が多くなると思われるので、申請して何一つ損がないのでしたら、早急に申請されることをお勧めします。



当事務所でしたら、電子申請が可能で1か月間で申請から登録が終わります。
お困りの方は、当事務所へご相談ください。

●免税業者のインボイス登録申請について

過去に消費税申告をしていない、売上が1000万円以下の免税事業者については、以下の検討が必要となります。

- ①顧客がインボイス(適格請求書)を要求する通知がきている、または口頭で言われている事業者の場合は、経営判断として、取引継続のためにインボイス発行事業者になる。
- ②飲食業や小売業のように一般消費者のみが顧客で、インボイス(適格請求書)を要求する顧客には、「うちはインボイス発行できません」と言って、インボイス発行事業者にならない。
- ③上記以外のグレーな事業者の場合は様々な選択肢が残る
 1. 免税事業者のまま登録せず、顧客は経費の8割分、3年間のみなし課税をしてもらう。
 2. インボイス登録をして3年間は売上の2%の軽減措置を受ける。3年間は原則課税か2%課税か申告の時に判断する。3年後は簡易課税の選択も考慮する。

今回の措置はマイナンバー、電子帳簿保存法等と連動して、1000万円以下の免税事業者の益税の廃止に留まらず、売上の捕捉、無申告者のあぶり出し等日本の税の透明化、財産の全面的な捕捉への一段階と思われます。

創業時の個人保証を不要とする新しい信用保証制度開始

●スタートアップ創出促進保証制度

2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を踏まえ、創業時の経営者保証を不要とする新しい信用保証制度として、「スタートアップ創出促進保証制度」が2023年3月15日より開始されました。

これまでも原則無担保無保証での融資は日本政策金融公庫の創業融資等がありましたが、起業を考えている方の約8割が借金や個人保証を抱えることを懸念され、起業に踏み切れない阻害要因になっておりましたので、起業・創業の促進につながるよう新しい制度が始まりました。

●最長3年以内の元本返済の据置期間も

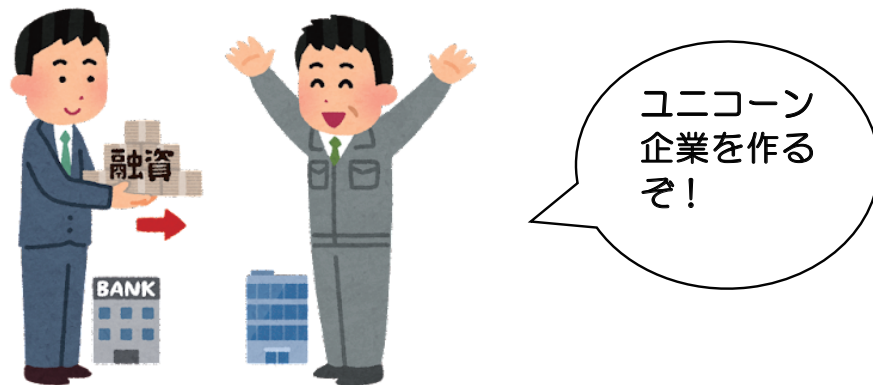
本制度の保証対象者は創業を予定（これから2か月以内に法人を設立予定）の個人もしくは創業5年未満の法人になります。保証限度額は3,500万円で、運転資金および設備資金の両方に使えます。保証期間は10年以内となりますが、1年（条件を満たせば最長で3年）以内の元本返済の据置期間がありますので、資金が特に必要な創業期にある程度資金の心配をせずに事業に集中できます。

保証料率については、無担保無保証であるため、各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率となっています。

●本制度の留意点

本制度を受けるためには、創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）の提出が必要となります。保証申込の受付時点で税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有している必要があるので注意しましょう。

また、本制度の融資後には原則として会社を設立して3年目および5年目のタイミングで中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認および助言を受ける必要があります。



収入の壁 抑えるべき 2 種類の壁 「税金」と「保険」

現在国家で討議されている年収の壁について詳細に検証してみました。

①税金の壁

・100 万円の壁

住民税の課税基準が年収の 93 万円～100 万円であるため、100 万円を超えなければ住民税が課税されません。
(月額 83,000 円以下)

・103 万円の壁

103 万円とは所得税が課税されない限度額です。

給与所得控除 55 万円 + 基礎控除額 48 万円の計 103 万円

・150 万円の壁

年収 150 万円を超えると配偶者特別控除が徐々に減額されます。150 万円までは、配偶者特別控除を満額の 38 万円が受けられます。

・201 万円の壁

年収 201 万円を超えると配偶者特別控除がゼロとなります。また配偶者特別控除は、納税者本人の年収が 1220 万円を超える場合は受けられません。

②社会保険の壁

社会保険にかかわる壁は、手取り収入金額に大きく影響します。

・106 万円の壁

令和 4 年 10 月の法改正により社会保険の加入条件が拡大しました。

1. 社員 101 人以上 (令和 6 年から 51 名以上)
2. 週 20 時間以上働いている
3. 月額 8.8 万円 (年収 106 万円) 以上の賃金をもらっている
4. 雇用期間が 2 カ月以上見込まれる
5. 学生でないこと

つまり大手企業では 106 万円の壁となります。

・130 万円の壁

上記 5 つの条件を満たしていなくても、年収 130 万円を超えると、扶養から外れることになり、無条件で健康保険料と厚生年金保険料を支払う義務が生じます。

社会保険は現在、最低 4,312 円 (東京) の健康保険料と最低 8,052 円の厚生年金保険料が発生します。政府では手取りが減らない何らかの措置をとることを現在検討しています。実質手取りが働くほど減るのであれば経営者・労働者双方にマイナスだということです。ただ、社会保険は会社が半額負担しているので、個人で加入している国民健康保険や国民年金より実質お得な面があります。詳細は当事務所担当者にお聞きください。

～ 本のご紹介 ～

今回の事務所便りでは最近読んで面白かった本をご紹介します。

KADOKAWA から出版されています「お金の流れで見る戦国時代」

歴史に触れていても、史実や各大名の決断が上滑りして入ってこず、前提が足りなさすぎなんだろう、別視点で読んだらわかるかもと思い、手を伸ばした一冊です。

表紙の煽りに「元国税調査官が戦国大名の懐にガサ入れ」とありますが、各戦国大名の収益源と支出の特徴から各大名の事情が分かりやすく書かれています。



エピソードを少し紹介しますと、

- ・足利室町政権は発足当初から財力が乏しかった

(南北朝時代を経て成立する足利室町政権には、足利政権の離反者が加担できた敵対政権の南朝があった。離反者がでないよう直轄領を削って家臣をつなぎとめようとした結果、足利家の直轄領が少なくなってしまう)

- ・天下統一を最後まで阻止した北条氏の統率力

(恒常的な減税に成功させただけでなく、飢饉などの際には臨時減税をしたり、伝染病が流行ったときは京都より薬を取寄せたりと民衆の心を鷲掴み！政策は他の戦国大名が参考にするまでに)

- ・愚策とも思える朝鮮征伐を豊臣秀吉が実行した理由

(秀吉の実施した政策の多くは信長発案で具体案がでていたものだったが、朝鮮征伐は信長も具体化していなかった)

他にも多くの武将大名の名前を挙げ、お家事情と強さの秘密を紐解くことで一人一人の戦国大名の輪郭を鮮やかにしてくれると手ごたえのある一冊です。(私が知らなさすぎもありますが・・・)

歴史が好きの方も、経営上で何か打開策を見つけたい方も、何かしら得られる本だと思います。よろしければ手に取って御覧ください。

この記事を書くにあたり調べたら、なんと同じ作者で明治維新版、世界の歴史版がありました。こちらもおもしろそうなので、時間を見つけて読んでみたいと思います。

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.6.1/371号



contents

- ◆ 昨年の実質賃金 0.9%減額
- ◆ 役員を選任・登記の懈怠での過料の発生とその他のリスク
- ◆ 令和6年度より相続時精算課税の普及が加速

昨年の実質賃金 0.9%減額

現金給与総額は

毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報により昨年支払われた現金給与総額と実質賃金との関係を見てもみると、現金給与総額は前年比2.1%増の326,157円となり1991年以来31年ぶりの伸び幅となりました。所定内給与で見ると一般労働者は318,904円、1.3%増、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,242円、1.6%増です。

実質賃金は

一方物価の変動を反映した実質賃金は前年比0.9%減少と2年ぶりのマイナスとなりました。現金給与総額はコロナ禍で落ち込んだ経済の回復を背景に2.1%増加しました。給与総額のうち基本給に当たる所定内給与は1.2%増、残業代などの所定外給与は5%増となりました。賞与などについては5.1%増と大きく伸びています。しかし、賃金の実質水準を算出する指標となる物価が3.0%の上昇となったため実質賃金はマイナスとなりました。

働いている形態で見ると正社員等一般労働者の給与総額は2.3%増、パートタイム労働者は2.6%増でした。コロナ禍で落ち込んでいたボーナスが4年ぶりに増加するなど給与は増加傾向にありますが、物価の上昇に追い付いていません。

労働時間と雇用状況はどう変化？

労働者一人平均の総実労働時間は昨年比0.1%増の136.2時間でした。そのうち所定内労働時間は0.3%減の126.1時間、所定外労働時間は4.6%増の10.1時間となりました。

雇用状況では常用雇用者は昨年比0.9%増の5,134万2千人でした。就業形態別に見ると一般労働者は0.5%増の3,513万人、パートタイム労働者は1.9%増の1,621万2千人でした。

賃上げして従業員に報いたいという気持ちは経営者の変わらぬ思いでしょう。しかし物価上昇に追い付かない状況ではなかなか経営努力が目に見えにくいということかもしれません。



役員を選任・登記の懈怠での過料の発生とその他のリスク

突然届いた「過料決定」書

「主文 被審人を過料金 50,000 円に処する。本件手続費用は、被審人の負担とする。理由 被審人は、左記会社の代表取締役にて在任中平成 31 年 3 月 31 日取締役は退任し、法定の員数を欠くに至ったのに、令和 4 年 3 月〇日までその選任手続を怠った。適条 会社法 976 条…年月・裁判官名」

こんな書類が突然届いたらびっくりしますよね。裁判所からは何の連絡もなく、いきなり社長の自宅に郵便が届いたようです。

社長が電話で裁判所に問い合わせをしたところ、過料額（法令上では 100 万円以下）は、どの登記をどの期間懈怠（かいたい＝やるべきことをやらず放置すること）したかによって変わってくるとの説明を受けたとのことでした。裁判所の説明内容を聞いたところ、対象と期間を考えると納得できるものではありませんが、この種の過料は普段から注意をするようにして、避けたいものです。

選任懈怠と登記懈怠

取締役の任期は原則 2 年、監査役の任期は原則 4 年です。非公開会社（株式譲渡制限会社）の場合、定款の規定でそれぞれ 10 年まで延ばせます。役員の任期が満了となるタイミングで役員を再任もしくは新任の選任をし、登記事項発生日から 2 週間以内に法務局に登記しなければなりません。

顧問の司法書士がいれば、任期が切れるタイミングでの選任と法務局への登記手続きを適時の対応と登記で懈怠となることは避けられます。中小のオーナー企業で役員の交代もなく、任期を 10 年に行っている場合に、選任懈怠が多い傾向にあるようです。

過料発生以外の懈怠のリスク

任期満了による退任や辞任の登記をしないまましていると、登記簿上はその会社の役員であることとなります。自分はその会社ともう関係がないと思っていても、登記簿上は役員である状態が続いてしまうと、会社に重大な損害が出てしまった場合などに経営陣の 1 人として経営責任を問われてしまう可能性があります。最悪の場合、多額の損害賠償となる可能性もあります。

役員の任期は毎年の定時株主総会に際して毎回確認するとともに、登記事項が最新の状態になっているかどうか定期的に登記簿謄本で確認するようにしましょう。



役員の自宅住所が変わった場合も変更登記が必要です。任期に係るものではないので余計にうっかり忘れがちです。

令和6年度より相続時精算課税の普及が加速

相続時精算課税制度は評判悪し

相続時精算課税制度は、贈与額が2500万円に達するまでは贈与税がかからず、2500万円を超えた部分は贈与税率20%で課税される制度ですが、贈与者死亡時の相続税は、相続時精算課税の適用を受けた受贈財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額との合算額を基に計算し、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。

なお、次に掲げるようなデメリットがあり、この制度の積極的な活用の呼びかけは少なく、利用者の数も限られていました。

現行相続時精算課税制度のデメリット

- ① 暦年課税制度に戻ることが出来ない
- ② 基礎控除の制度がなく110万円以下の贈与でも贈与税の申告が必要
- ③ 少額でも贈与税申告書の提出漏れには20%の加算税
- ④ 受贈財産が災害等で滅失しても考慮されない
- ⑤ 不動産だと小規模宅地の特例が使えず、不動産取得税の負担があり、登録免許税も相続時より高い
- ⑥ 相続税の物納には使えない
- ⑦ 贈与者である祖父の死亡前に相続時精算課税制度適用者である父が死亡したような場合、その相続人となる子は、父の相続に係る相続税の負担と、承継した父の相続時精算課税制度適用による納税義務の負担との二重課税となる

デメリット部分解消への税制改正

今年の税制改正で、上記の②～④について見直しがなされることになりました。

(1) 相続時精算課税制度内に110万円の基礎控除制度が設けられ、毎年の特定期間からの贈与額からその基礎控除が引かれるとともに、その範囲内の贈与は申告不要とされ、相続に際しては、課税価格に加算される相続時精算課税受贈財産の価額は、先の基礎控除をした後の残額となります。110万円以下の毎年贈与だったら、暦年課税の3年内贈与加算相当部分も圧縮され、より優遇です。

(2) 相続時精算課税で受贈した土地・建物が相続税申告時まで災害により滅失等の被害を受けた場合は、相続税の申告での課税標準への加算額から当該被害額を減額することとされました。

今後、相続時精算課税制度の利用が大幅に増加することが予想されます。



暦年課税は使いにくく
精算課税は使いやすく
が国税戦略の戦術か？

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.7.1/372号



contents

- ◆防衛増税、社会保険料アップ、インボイス制度導入
ヒタヒタと迫る 増税地獄の足音
- ◆消費税2割特例が使える場合の簡易課税選択届の先延ばし
- ◆貯蓄から投資へ 非課税期間が無期限に
- ◆インボイス制度開始後の実務 永嶋道隆

防衛増税、社会保険料アップ、インボイス制度導入 ヒタヒタと迫る 増税地獄の足音

ウクライナ情勢の長期化による原油や物価高、そして追い打ちをかける日米金利差に伴う急激な円安による原価高、人手不足による人件費の高騰等、中小企業の経営は急激に悪化しています。それだけではなく、岸田内閣は防衛費の増額や「異次元の少子化対策」の財源確保として、矢継ぎ早に増税の銃弾を乱射しようとしています。10月に消費税のインボイス制度がスタートすることで、中小企業にとって免税事業者の課税化や事務負担料の増加が重くのしかかってきます。

そこで、ヒタヒタと迫る増税地獄の全貌とスケジュールをみてみましょう。

2023年	国民健康保険料値上げ
	10月 インボイス制度スタート
	自動車の自賠責保険の値上げ
2024年	防衛増税 たばこ税・法人税・所得税増税
	復興特別所得税の期間延長
	後期高齢者医療保険の値上げ(上限年73万円に)
	介護保険料の自己負担分のアップ
	年金の納付 65歳まで延長
	社会保険料の上乗せ徴収 少子化対策
	森林環境税の導入
	生前贈与の相続税加算期間の7年の延長
2025年	結婚・子育て資金の一括贈与特例の廃止
	後期高齢者医療保険の値上げ(保険料上限80万円に)
2026年以降	教育資金の一括贈与の廃止
	退職金の非課税枠の廃止
	厚生年金の支給額の減額
	扶養控除の縮小
	走行距離税の導入

岸田内閣と財務省で検討され、決定されたものを含めて以上の増税、値上げスケジュールが予定されており、国民負担率は47.5%に上っています。江戸時代の一揆が起きる年貢率50%に迫り、インフレによる実質賃金0.9%減少も伴って、中小企業や従業員の生活苦は益々厳しさを増しています。00融資の返済開始や人出不足、テレワークの増加等は飲食業、小売業、建設業、運送業等の倒産を加速させています。後継者不足の中小企業も多く、債務超過ではない企業の廃業も増えると予想されます。

いまこそ同業他社の動向をチェックし、人材の育成、選ばれる会社づくり、付加価値アップ等の企業努力が求められます。

消費税 2 割特例が使える場合の簡易課税選択届の先延ばし

インボイス制度負担軽減措置の 2 割特例

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者は、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の 100 分の 80 に相当する金額）とすることができま

す。いわゆる 2 割特例です。
2 割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者が対象です。基準期間における課税売上高が 1 千万円を超える事業者等、インボイス発行事業者登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合などは対象外です。

この特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に 2 割特例の適用を受ける旨を付記すれば適用を受けることができます。

また、2 割特例の継続適用といった縛りはなく、課税期間ごとに 2 割特例を適用して申告するか否か判断することができます。

2 割特例を適用できる期間は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間です。

卸売業以外は一般（原則）課税で 2 割特例が柔軟

2 割特例は、一般課税と簡易課税のいずれの選択でも、適用することが可能です。
簡易課税計算で、卸売業はみなし仕入率が 90% ですが、それ以外の事業は 80% 以下です。そのため、卸売業以外の事業の場合、特例が適用できる期間は 2 割特例を使った方が納税額は同じか少なくなります。

簡易課税での計算は、一般課税での計算とは違い、売上げの消費税よりも仕入れの消費税の方が多くなっても、マイナス分が還付される仕組みとはなっていません。マイナスに備え、一般課税で計算できる柔軟性を残すため、簡易課税の選択を先延ばしした方が良いかもしれません。

特例を適用した課税期間後の簡易課税選択

2 割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、2 割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

免税事業者から課税事業者になることで自社に消費税がどう影響してくるのかのシミュレーションをしっかりと行い、こうした緩和措置をうまく活用してください。



さまざまな負担軽減措置が設けられています。会計事務所と十分にご相談ください。

貯蓄から投資へ 非課税期間が無期限に

令和6年1月1日より始まる新NISAのポイント

NISAとは、株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となる個人投資家のための税制優遇制度です。2024年1月から、非課税期間が無期限となり、つみたて投資枠（旧つみたてNISA）と成長投資枠（旧一般NISA）の併用が可能となります。また、年間非課税枠や非課税保有限度額が増加しました。

- ・非課税保有期間の無期限化
- ・口座開設期間の恒久化
- ・つみたて投資枠と、成長投資枠の併用が可能
- ・年間投資枠の拡大（積立投資枠：年間120万円、成長投資枠：年間240万円、合計最大年間360万円まで投資が可能。）
- ・非課税保有限度額は、全体で1,800万円。（成長投資枠は、1,200万円。また、枠の再利用が可能。）

新しい制度（金融庁HPより）

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

今や「三井住友銀行」「みずほ銀行」「東京三菱銀行」といったメガバンクさえ、定期預金の金利は0.002%しかなく、100万円を1年間預けても20円ほどの利息しか受け取れない低金利の時代が20年以上も続いています。政府は「貯蓄から投資へ」の具体策としてNISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充に舵を切りました。投資は怖いという人も多いと思われそうですが、定期預金に寝かせているようなお金があれば、配当や売買益が非課税となるNISAを検討されてはいかがでしょうか。まずは低リスク、低リターンの投資信託から始めてみてください。

詳細は当事務所までご相談ください。

インボイス制度開始後の実務①

今年の10月よりインボイス制度が開始されます。そこで、約3ヶ月後の制度開始に向けて、実務処理の観点からポイントとなる部分について見ていきたいと思います。

【1】適格請求書発行事業者の登録

自社が適格請求書（インボイス）を発行するためには事前に登録をする必要があります。

制度開始の令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年9月30日までに登録申請書を提出しなければなりません。

既に登録済みの事業者の方も多いかとは思いますが、これから申請をお考えの場合は、期限まで時間はありますが、余裕を持って申請を進めて頂ければと思います。

【2】適格請求書及び適格簡易請求書の記載内容について

令和5年10月1日以降に発行する請求書やレシート等は、一定の要件を満たしていないと適格請求書発行事業者の登録をしていたとしても、その発行する請求書等が適格（簡易）請求書として認められませんので、自社の請求書のフォーマットやレジシステムの見直しを行う必要があります。

※適格簡易請求書は不特定多数の者に商品やサービスを提供する事業者が発行できます。

具体的には、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業（不特定多数の者に対するもの。）その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業が該当します。

適格請求書には、既存の請求書の要件に以下の表示が追加で必要になってきます。

- ・ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ・ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ・ 税率ごとに区分した消費税額等

※適格簡易請求書は、不特定多数の者に商品やサービスを提供する事業者を前提としていますので、書類の交付を受ける者の氏名または名称については記載不要です。

また、交付した適格請求書等について写しの保存義務がありますので、領収書などについても適格請求書としている場合には写しを保存する必要があります。

ただし、請求書を発行した上で領収書も発行する様な場合には、請求書が適格請求書の要件を満たしている場合には、領収書は要件を満たす必要はありません。

【適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項】

（赤字は区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

請求書

11月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

軽減税率対象

スーパー

XX年11月30日

品名	数量	金額
ヨーグルト	1	¥108
カップラーメン	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内、消費税額		¥24
内、消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

軽減税率対象

図：国税庁 HP 適格請求書保存方式（インボイス制度）の手引きより

インボイス制度開始後の実務②

【3】経費について適格請求書等が不要となる場合

事業活動を行っていく上で様々な経費の支払いが発生します。

これらの経費についても、金額に関係なく、適格請求書等がなければ、原則として仕入税額控除を適用することができなくなります。

ただし、以下の場合については例外的に適格請求書等が不要となります。

●適格請求書が免除されている場合

以下の一例のように適格請求書の発行義務が免除されているものについては、一定の事項を記載した帳簿保存のみで仕入税額控除が適用できます。

- ・バス、電車、船舶など、公共交通機関による3万円未満の旅客の運送
- ・自動販売機における3万円未満の販売
- ・郵便切手を貼って郵便ポストに差し出された場合の、郵便サービス
- ・税込1万円未満の値引きや返品等

●適格請求書の回収及び保存が難しい経費

従業員に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当や入場券等（インボイスの記載事項を満たす）で、使用の際に回収されるものなどの適格請求書の保存が難しい経費についても帳簿保存のみで仕入税額控除が適用できます。

●経過措置による特例

基準期間の課税売上高が1億円以下、または、前年（前事業年度）の6ヶ月間の課税売上高が5,000万円以下の事業者については、税込み1万円未満の課税仕入れについて、適格請求書の保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除をすることができます。

ただし、この特例については令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間が対象となっているので、令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては対象となりませんのでご注意ください。

【4】登録事業者以外との取引について

全ての取引先が登録事業者の場合には特に気にする必要はないですが、登録をしない取引先から、今までと同じ税込み請求額を支払った場合、請求額に含まれる消費税分の損失が出るため、登録しない取引先に対しては値段の見直し交渉が必要となるかと思えます。

ただし、値段交渉については消費税負担が増える金額以上の交渉を行うことや、一方的に取引を打ち切るなどは、独占禁止法や下請法等に抵触する可能性があるため、交渉の内容や仕方などについては、社内で検討した上で対応していく必要があります。

●問題になる可能性のある行為の一例

- (1) 一方的な価格引下げや、価格引き下げに応じないことによる取引の停止
- (2) 契約後に登録事業者でない事を理由に商品などの受領を拒否
- (3) 価格据え置き条件として協賛金などの負担要請や別商品等の購入や利用の強制
- (4) 登録事業者となるよう一方的に強要

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.8.1/373号



contents

◆税務調査の季節到来①～③

◆中小企業の退職金と老後の資金

税務調査の季節到来①

税務調査官の仕事は多岐にわたります。不正事案の発見は営業職でいうところの成約になるため、いかに多くの調査をするかが税務調査官にとっての肝になるのです。特に7月10日は税務調査官の人事異動の日であるため、「転勤したばかりだから早く結果を出したい」と気合いの入った税務調査官が多くなりがちです。実際、税務調査官のまとめ役にあたる統括国税調査官は、7月から12月にかけて集中的に調査の指示を出しています。したがって、税務調査が入りやすい時期は7月～12月であるといえるのです。

税務調査が行われるピーク時期は8月中旬～11月中旬

先ほどから7月～12月にかけて税務調査が多いと述べましたが、さらに詳しく言うと8月中旬～11月中旬にかけて税務調査のピーク時期になります。

前述した通り、7月10日から人事異動で新しい税務調査官が加わり、税務調査先の選定作業が開始するのですが、「税理士の都合」「選定作業の工数」などを考慮すると実質的には8月中旬から調査が本格化します。

そして税務調査官は、遅くとも年末までに「補完調査の実施」「決議書の提出」などを実施して署長や副署長に報告する必要があるため、必然的に8月中旬～11月中旬にかけて税務調査先が決まることが多くなるのです。

入られやすい個人・法人の特徴

<個人事業者の場合>

- ・ 開業から3年が経過している
- ・ 売上が多く、事業の規模が法人並みに大きい
- ・ 顧問税理士をつけていない
- ・ 事業所得以外にも複数の所得がある
- ・ 所得金額が著しく少ない（生活費が出ない）

<法人の場合>

- ・ 過去に追徴課税があった法人
- ・ 同業他社と比較して利益率などが異常に高い法人
- ・ 売上や所得に大きな波がある法人
- ・ 特別利益、特別損失が多額の法人



調査が多い業種

- ・ 風俗業
- ・ 飲食業
- ・ 美容業
- ・ 賃貸業
- ・ 不動産売買業
- ・ 電気、通信工事業
- ・ 現金商売（雑貨、アパレル、道の駅）

税務調査の季節到来②

税務調査当日までに最低準備すること

- ・ 過去3年分の決算書、申告書
- ・ 過去3年分の総勘定元帳
- ・ 過去3年分の預金通帳、請求書、領収書、給与台帳等の原資証憑

税務調査でよくみられるポイント

【売上】・請求書等の確認、現金売上のレジ等と入金確認

売上の計上漏れが無いかは調査の大きなポイントです。期末の締め後の売上が計上されているか、今期にされるべき売上が翌期に繰延べされていないか等、翌期首近辺の売上が徹底的に調査されます。

また、「どのような基準に基づいて売上が計上されているか」ということが調査されますので、自社の売上計上基準を明確に記載したものを用意しておきましょう。(請求書・納品書・受領書・引渡報告書・完了報告書・通知書・営業日報・レジペーパー等)

月別、前年同月と比較して、異常に増減している場合は、その理由や原因がチェックされる他、期末前後の期ズレがないかは必ず調査の対象となります。

◇ポイント

- ① 前期同期と比較し、著しい増減があった場合、その原因をチェック
- ② 現金売上については、売上除外がないか
- ③ 期末前後の「期ズレ」売上がないか

◇対策

- ① 売上高が期末月に少なく、翌期首の月に多い場合は、その原因を調査しておく
- ② 売上計上基準を明確にして、継続して適用しているか確認する
- ③ 売上傳票、レジペーパー等を整理整頓しておく

【仕掛、在庫、未成工事支出金等】・期づれ、計算の正確性

期末近辺で購入した商品等が計上されているかをチェックされます。特に、製造業やサービス業等では、人件費等の間接費の仕掛品計上を忘れがちなので注意しましょう。

在庫に関しては、実地棚卸の原票を保管しておきましょう。不良品、長期滞留品などデッドストックの処理もよく問題になるので、安易な破棄や処分は避けましょう。廃棄する場合は廃棄現場写真や廃棄業者の廃棄証明書を発行してもらってください。

期末近くの仕入が売上原価か在庫になっているかの追跡調査を行い、簿外在庫の有無を調査します。さらに、期末棚卸数値の過去との妥当性、決算月前後の原価率の推移、簿外在庫の有無や遠方倉庫、外注先預け品等の有無をチェックされます。

税務調査の季節到来③

◇ポイント

- ① 期末棚卸資産の過去との比較により妥当性をチェック
- ② 棚卸資産の過少評価をしていないか
- ③ 地代家賃明細書等から倉庫等の有無の確認、棚卸資産額との妥当性をチェック
- ④ 預け在庫のチェック

◇対策

- ① 期末近くの仕入や返品は、必ず売上が在庫に計上する
- ② 月次棚卸をして実地棚卸の精度を上げておく
- ③ 原価率を検証しておく

【役員報酬、従業員給与】・・・定期同額か、架空事件費の有無（社会保険加入状況・組織図の確認）

【会社と社長個人との金銭のやりとり】・・・個人経費のつけ込みはないか、私的飲み会

【印紙】・・・5万円以上の領収書、契約書等の張漏れ

【切手、印紙、商品券等の在庫確認】・・・貯蔵品計上

【交際費】・・・土日、自宅近辺の領収書チェック

【役員社宅】・・・社宅負担金計算のチェック、都内の固定資産の高騰

【消費税計算】・・・カード手数料、重油税、海外出張費、香典、見舞金、退職共済掛金、諸会費、保険料等の非課税取引確認、消費税計算書チェック

【飲食業の賄い料理】

飲食業等々で問題になりやすいのは、「賄い料理」です。会社が社員に食事補助する場合、月間 3,500 円（税抜）以内となっており、それ以上は給与課税で源泉税を負担してもらわなければなりません。面倒ですが、1食あたりの直接材料費平均 × 食事回数を計算し、月間 3,500 円（税抜）以内かを確認しておく必要があります。

例えば 20 日 20 食として、一食原価 187.5 円以内であれば非課税となります。ある程度論理性をもった計算のしくみと資料を作っていれば、大きな問題にはなりません。何もしていなかった場合否認されます。食事手当 10,000 円を支給し、給与課税している会社もあります。

【認定利息】・・・役員貸付金の法定認定利息（令和 4 年～令和 5 年現在：0.9%）

法人は、経済活動を常に行い、利益を追求する人格であるため、貸したのについては利息をつける必要があります。法人税法 22 条に基づき、法人の経済行為（金銭の賃貸行為）に伴う認定課税です。ひも付き融資であれば、0.01% でも上回っていれば OK。根本的な考えとしては、貸した時点で、利息の認識が必要になります。

中小企業の退職金と老後の資金

現在は4人に1人が95歳まで生きる時代

2019年に金融庁が発表した報告書に「人生100年時代には老後生活費が2千万円不足する」とあり世間を騒がせましたが元々資産形成を促す目的で出されたものです。

2千万円という数字は退職金や貯蓄額も含んだ合計を指しています。現役時代に年金の上乗せを考えることが重要でしょう。

中小企業の退職金は十分とは言えない

東京都を例にとると2019年の「中小企業の賃金・退職金事情(令和4年版)」では、学卒以来定年までずっと勤めたとして定年時は高卒で994万円、大卒で1091万円となっています。途中入社や中途退職の方はもっと低くなります。これは東京都の平均値ですから全国版で見るともっと低くなります。超低金利の時代に貯蓄で準備するのも難しく公的年金も目減りしていく中、自分でも準備したいところです。

老後の資金は何で準備するか

老後のお金に不安を感じてもほとんどの人にとってまだ遠い先の話。仕事や毎日の生活で忙しい中、新しく何かを始めるといっても投資のための口座開設、商品の選択、関連知識の勉強は後回しになりがちです。

中小企業には中退共がありますが社長や役員は加入できません。従業員は全員加入、掛け金は事業主負担です。掛け金は損金計上ですが給与からの天引きはありませんので社会保険料は変わりません。また、生命保険では養老保険もあります。養老保険は全員加入で役員は加入できますが、家族的経営の会社は利用が難しいといわれています。養老保険は保険料の半分を損金計上できますが解約時の解約返戻金は返礼率50%以上の商品は課税方法が見直されました。

確定拠出年金が注目される

確定拠出年金の企業型DCは、厚生年金の加入者で1名以上であればよく、社長1人でも加入できます。拠出金は月額3千円～5万5千円、掛け金は労使どちらかでもよく、会社が負担すれば損金、従業員の給与から控除すれば社会保険料控除の対象です。よって社会保険料、所得税、住民税は下がります。DCの特徴は投資商品の購入ですが運用中の利益は非課税になります。年金を受け取るときも退職金に対する優遇税制の適用があります。老後対策として始めるなら企業で加入するのは企業型DCですが個人ではiDeCoがあります。最近はDCと併用ができる場合もあります。



公的年金以外の積立
てを何で行えるか考
えてみましょう

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.9.1/374号



contents

- ◆インボイス不登録免税業者との取引での損失額
- ◆2024年1月から新しいNISAが始まります
- ◆人手不足にならない企業のしていること

インボイス不登録免税業者との取引での損失額

インボイスが始まるけれど・・・3年間は大きな負担なし

2023年10月から、インボイス制度（適格請求書保存方式）がスタートします。インボイス番号の確認や取得状況についての問い合わせが来ている、との話をよく耳にするようになりました。

現在 国内823万の事業者のうち、513万者余（63%）が免税事業者で、うち435万が個人の免税事業者、77万が法人の免税事業者とされていました。すなわち、インボイス制度導入により、日本国内の63%もの事業者が影響を受けるのです。

ただし、免税事業者と言えども、消費税を請求する権利が消費税法上ありますし、また、仕入消費税分を転嫁しないで自己負担とする義務などありません。インボイス制度が消費税請求の権利、転嫁の権利を踏みにじるのだとすると、それは由々しきことです。この点公取委が下請法違反がないか厳しく取り締まるようです。

8割特例を用意して損の緩和と受容奨励 1.4%をどちらが負担するか？

免税事業者のままでは、インボイスを発行できないので、免税事業者と取引する課税事業者は、消費税の仕入税額控除が適用されなくなり、損をすることになる、とされています。

その損を緩和せんとするのが、8割特例です。インボイスのない免税事業者との取引額の消費税10%消費税について、8割にする、というものです。

消費税込みで110万円の取引とすると、仕入税額控除は10万円の8割80,000円となり、控除除外された20,000円は経費として損金算入され、法人税等の負担税率が30%だったとすると、6,000円の法人税額等の減少効果を生み、合わせて86,000円の税負担軽減となるので、免税事業者との取引で損をする額は、 $10万円 - 86,000 = 14,000$ 円です。消費税率10%の中の14%部分です。税抜取引額の1.4%です。

2割特例では免税事業者が損を被る

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合には、2割特例が用意されていて、負担する消費税額は、消費税額10万円の場合、その2割の2万円です。法人税負担まで考慮すると上記と同じく1.4%です。

免税事業者が2割特例を適用すると、その取引相手は仕入税額控除100%可能です。

どちらかに1.4%の税負担を負わせようとするインボイス制度ですが、そんなに大きな金額の負担ではないので、当面は、いずれの選択になろうと、取引への変化などはなさそうに思われます。



税金を払うことより事務と申告が大変だよ。

2024年1月から新しいNISAが始まります①

NISAって

NISAとは少額投資非課税制度の愛称で、毎年一定金額の範囲内で株式や投資信託等の金融商品から得られる利益が非課税となる制度です。

NISAの最大のメリットは運用益・売却益が非課税になること

NISA・・・税金0% 確定申告不要 NISA以外・・・20.315%課税

新NISA

	積立投資枠	成長投資枠
投資可能期間	2024年1月～恒久化	2024年1月～恒久化
年間投資枠	120万円	240万円
対象商品	投資信託	上場株式・投資信託
非課税保有限度額	600万円	1200万円
非課税投資枠	売却分の枠再利用可能	売却分の枠再利用可能
非課税期間	無期限	無期限

●新しいNISAのポイント

- ① 口座開設期間が恒久化され、非課税期間が無期限化
- ② 年間投資枠360万円まで可能
- ③ 非課税保有限度額が1800万円へ拡大
- ④ 非課税保有限度額は売却枠の再利用が可能
- ⑤ 現行NISA口座は新しいNISA口座に自動的に移行される。旧NISAは順次廃止

●「積立投資枠」とは

つみたてNISAの対象商品は国が定めた基準を満たした投資信託のみ

例：インデックスファンド・JPX日経400・全世界株式インデックス・国内株式（日経平均）

●「成長投資枠」とは

上場株式・投資信託等 ハイリスク商品を除く

●新NISAの投資のやり方

- (1) 無理してまで投資しない
- (2) リスク許容度を超えない
- (3) むやみに売買を繰り返さない
- (4) 高リスクな投資商品を選ばない

具体的運用例：

ほったらかしで運用・・・年5%
360万円を5年間=1800万円満額投資すると
40年で元金+配当で1億1千万円

✦老後安泰✦

2024年1月から新しいNISAが始まります②

●新NISAの罠

1. アクティブファンド(プロが運用)に手を出さない

高い報酬を取り自分たちの儲けに利用している可能性がある。ハイリスクがある。インデックスファンド(一定の指数に連動する商品 例 全世界株式・日経平均・全米株式等)に投資することでリスクを分散する。

2. 銀行・証券会社のお勧めに乗らない

銀行等の利益を優先させる可能性がある

3. 口座開設は手数料を考慮する

ネット証券がお勧め

例：楽天証券・SBI証券・松井証券の場合

NISA 口座開設料・管理料 0円

国内株式 売買手数料 0円 (国内ETF・ETN・REITを含む)

投資信託 買付手数料 0円

4. 外国債、外国株は為替リスクがある 素人は手を出さない

●新NISAで何に投資すればいいのか

お勧めは「インデックスファンド」

指数に連動した投資により、リスクが少なく、手数料が安い。

「オールカントリー」(全世界株式)

過去150年間で全世界成長率7%、アメリカ株9%。手数料がかからないため長期間投資、ほったらかし投資を考える。

●新NISAの結論

・現在の低金利時代 「三井住友銀行」「三菱UFJ銀行」「みずほ銀行」といったメガバンクの定期預金の金利は0.002%しかなく、100万円を1年間預けても、わずか20円ほどの利息しかつきません。定期預金等の当座を使う予定のない貯金があれば、新NISAの活用を考えても良いかと思います。

・何に投資するのは、個別銘柄の株式は不透明なリスクがあります。絶対安全株と言われた東京電力株は最高1株9,000円から400円に下落しました。投資初心者は日経連動インデックスや全世界株式インデックス等の広く浅い分散投資がお勧めです。

・投資先も大事ですが、長期保有を第一義に考えてください。資本主義にはバブルはつきものなので、一喜一憂せずに長期間投資することで投資リスクは分散されます。

プロの方と直接お話できます！

より詳しく知りたい方は、弊社の経営研究会へお越しください！

人手不足にならない企業のしていること

企業の利益は社員の創造力が源泉であると考える企業が成長する

人口減少が止まらない

総務省の統計では2022年12月時点で日本の15歳から64歳人口は前年同月比0.28%、20万8千人も減っています。これから働く年齢となる15歳未満人口は同9万3千人も減少しています。総人口の推移をみると2019年以降加速して減少しており2023年5月時点の概算では総人口は前年同月比57万人減となっています。

人手不足にならない企業の方法とは

そのような中で新型コロナの5類移行を受け採用活動が活発化して人手不足感が高くなっています。このような背景でも人手が不足していない企業もあり、帝国データバンクの調査で「人手が不足していない要因」を調査すると、主に次のような施策を施している企業の姿が見えてきました。

- ① 賃金、賞与の引き上げ (51.7%)
- ② 働きやすい職場環境作り (35.0%)
- ③ 定年延長やシニアの再雇用 (31.2%)
- ④ 福利厚生の実施 (26.6%)
- ⑤ 公平で公正な人事制度 (22.0%)

上記②の「働きやすい職場環境」とは清潔保持、休憩スペース、社内相談窓口の設置などです。④⑤は労働者自身が成長を感じられたり、安心できる職場にあるという施策です。他には個人の事情で長時間働けない人材にはそれに応じた働き方を提供する弾力性も求められるでしょう。

人材に心配りが求められる時代

世界的な物価高騰を受け実質賃金が低下する中、賃金や賞与の引き上げに取り組めない企業（取り組む姿勢のない企業）は従業員満足度や安心感が下がり優秀な人材は流出します。運よく採用できても人を育てることをしないと早期離職につながります。

ただ賃金がすべてではありません。

「人は石垣、人は城」という昔の言葉がありますが、会社を支える一番の力は信頼できる人の力です。会社を信頼してくれる従業員が一人でも多く育つよう企業は自らの進む先を示しつつ率先して変革し、働く環境整備にも配慮が必要でしょう。



働きやすい職場環境作り
は重要ですね。

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.10.1/375号



contents

- ◆インボイス制度の実務対応 税理士 塚本剛
- ◆相続税・贈与税 65年ぶりの大改正
- ◆NISA への誘いと現 NISA

インボイス制度の実務対応①

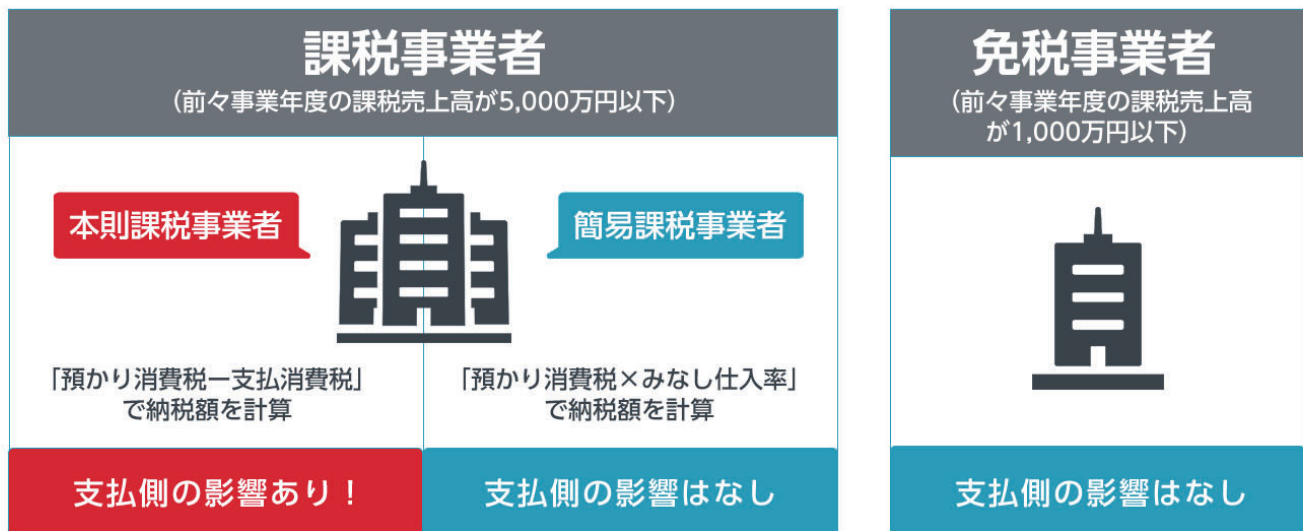
インボイスとは「適格請求書」、インボイス制度とは「適格請求書等保存方式」をいい、適格請求書(以下「インボイス」)のみが仕入税額控除の対象となる、消費税に対して導入される新ルールのことです。

2023年9月末日までは、一定の事項が記載された証憑があれば、発行者が課税事業者でも免税事業者でも仕入税額控除を受けることができました。しかし、インボイス制度下では、インボイス以外の証憑では仕入税額控除が受けられなくなります。

インボイスの発行には、適格請求書発行事業者の登録が必須となり、現在、課税事業者であっても登録をしなければインボイスの発行ができません。そのため、売手側の事業者としては「適格請求書発行事業者の登録」と「インボイスに必要な記載事項の追加」などの対応が必要になります。

一方、買手側(支払側)の事業者については、仕入税額控除の計算に関わる会計処理業務に大きな影響が生じます。これまでよりも消費税区分が複雑化し、帳簿のみで仕入税額控除が受けられていた適用範囲が変わるなど、様々な業務の変更点があるため、経理担当者は実務にどのような影響があるかを把握したうえで、適切に対応できる環境を整えることが重要です。

ただし、買手側として事務処理に影響が出るのは、課税事業者のうち「本則課税」で消費税を納税している事業者であり、簡易課税制度を適用してみなし仕入率で納税額を計算する事業者や免税事業者は、インボイス制度の対象外のため影響はありません。



支払側の実務対応で注意すべきポイント

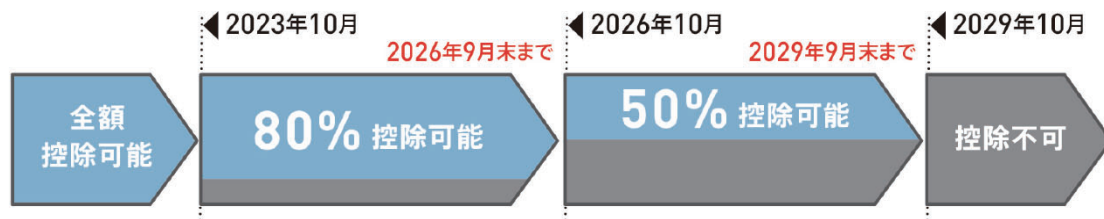
- 仕訳前に「インボイスか、そうではないか」の確認が必要
仕入税額控除の計算時にインボイスでない証憑が紛れ込まないように事前に分別が必要です。
- インボイスの交付が免除されている取引であるかの確認が必要
インボイスを交付することが困難であると認められる以下の取引は、交付が免除されています。

インボイス制度の実務対応②

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

●証憑ごとに消費税区分の判断が必要

仕入税額控除の計算に必要な税区分に関しては、2023年9月までは「課税仕入10%」と「課税仕入8%」のみで分類していましたが、インボイス制度下では「控除対象外の課税仕入10%」、「控除対象外の課税仕入8%」という2つの区分が増えるため、4つの税区分が基本となります。また、控除対象外の課税仕入については、経過措置として2023年10月から2029年9月末までの期間において、期間ごとに定められている下記の割合について、仕入税額控除を受けることができます。



●インボイスの保管が要る取引と、要らない取引の分別が必要

2023年9月までは、税込支払額が3万円未満の場合、請求書等を保存しなくても法定事項が記載された帳簿の保存のみでよいとされていました。

しかし、インボイス制度ではこの特例が廃止され、新たに「帳簿のみでよい取引」「インボイスの交付が免除される取引」が指定されています。

例えば、従業員からの申請が出やすい公共交通機関の運賃や自動販売機からの購入で3万円未満のもの、従業員に支給する出張旅費・宿泊費・日当・通勤手当などは、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入控除を受けることが可能です。

インボイス制度下では、帳簿と証憑類の両方を保存する必要がある取引の範囲が今までと変わるため、「どの取引が帳簿の記載のみでよくて、どの取引にインボイスが必要か」を適切に判別して対処しなければなりません。

上記のように、インボイス制度では、支払側の業務負担が大きいうえに、経理だけではなく、役員、購買、営業、総務など、多くの部門や人が関わることとなります。社内の理解と協力が得られるように、ルールの周知を早めに行うことが肝要です。

相続税・贈与税 65年ぶりの大改正

「暦年贈与」 相続財産への加算期間を相続3年前から7年前に延長

相続税は財産が多いほど税率が高くなる累進税率をとっており、節税の基本は、財産を減らすことです。年110万円までの基礎控除を利用した「暦年贈与」は相続対策の王道でした。

今回の改正では、加算期間が3年前から7年前に延長することが決まりました。財務書のデータによれば、生前贈与した贈与者の年齢は70代でピークを迎え、80代も高い水準で続き、その半分以上は子供へ生前贈与されています。

「相続時精算課税制度」 優遇措置

「相続時精算課税制度」とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に「相続時精算課税選択届出書」を提出しておくことが絶対条件となります。忘れずにしましょう。

今回の改正では、相続時精算課税制度を選択した場合は、年間110万円までは無申告・無税、相続税に合算しない等、優遇措置がとられています。また、2500万円までの非課税制度も期限内申告が絶対条件ですので注意してください。

相続時精算課税のメリット

- ① 早期にまとまった資金を必要な子や孫に贈与できる。2500万円まで無税。
- ② 賃貸住宅や上場株式のような収益物を子や孫に渡すことで、その運用益は子や孫に行く。
- ③ 2024年1月より110万円までは無申告・無税、相続税非課税となる。
- ④ 生前贈与することによって相続時に財産分割での争い防止となる。

相続時精算課税のデメリット

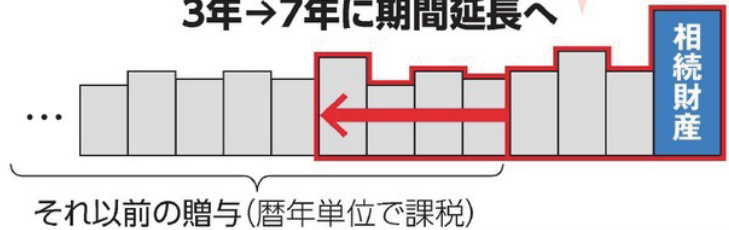
- ① 制度を一度選択したら撤回できない。推定法定相続人ごとに選択できる。
- ② 相続税申告時の不動産等の評価が選択時の評価でなされるため、土地等の値下げがあった場合、相続税が不利となる可能性がある。自宅を贈与した場合、小規模宅地等の特例適用が不可。

贈与税2種類の課税方式が変わる

暦年課税

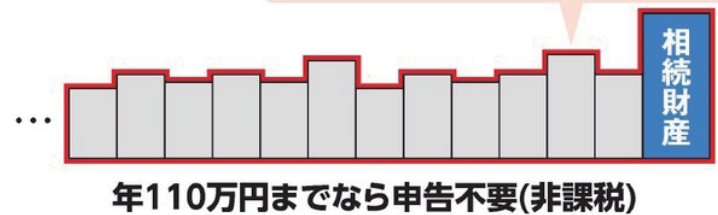
一体的に課税
死亡前7年以内の贈与 + 相続財産

3年→7年に期間延長へ



相続時精算課税

一体的に課税
生前の贈与 + 相続財産



NISA への誘いと現 NISA

老後への早期の準備を

老後の生活を豊かにするには、健康、生きがい、まとまった資金が必要です。健康と生きがいは、運動や食事や趣味や人間関係などへとテーマが広がっていきませんが、老後生活資金については、年金の外は若い時からの資産形成に拠らざるを得ません。

総務省の家計調査報告では、65 歳以上の夫婦世帯・単身世帯の平均値として、消費支出に対し 16.8%の収入不足となっている、と報告されています。この不足を補うに足る余裕資金の確保が不可欠です。

政府は預金だけではない資産形成として、投資をすることを勧めています。株式などの投資で出た利益を非課税とする NISA や iDeCo が代表例です。確かに、預金で持つよりも資産を増やせるのが投資の魅力です。預金と異なり元本が減る可能性はありますが、長い期間でやり方を工夫すれば大きな損失を出す可能性は減らせます。

NISA で 1800 万円の資産形成を

NISA とは、個人の投資による株式・投資信託等の配当・譲渡益等を非課税とする税制優遇制度で、今年の税制改正で大改造されました。

令和 6 年 1 月 1 日からの新 NISA は、非課税期間が無期限となり、年 120 万円限度の安全性重視型の「つみたて投資枠」と、年 240 万円限度の自己責任型の「成長投資枠」とになります。両枠併用は可です。

なお、無期限化に伴い、非課税保有限度額が、両投資枠全体で 1800 万円（成長投資枠のみでは 1200 万円）の制限が設けられました。最低このくらいの老後資金を長期的に蓄積しておきなさい、という政府メッセージのように見えます。

旧 NISA と新 NISA の併用

令和 5 年末までの現行 NISA は新 NISA とは別建てなので、令和 5 年 12 月 31 日までで打止めとなり、以後は 5 年、20 年の非課税期間満了経過とともに旧 NISA は消滅となり、順次課税口座にその時の時価額で移管されることとなります。

しかし、新 NISA が出来たからと言って、旧 NISA に不都合があったわけではありません。2023 年中に旧 NISA をはじめれば、生涯非課税で運用できる金額が増えることとなります。少しでも早く積立投資を始め、少しでも多くの非課税枠を確保することの意味では、新 NISA を待たずに現 NISA に挑戦すべきです。



非課税枠の意味は資産形成には大きい。

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.11.1/376号



contents

- ◆「年収の壁」解消に向けた対策を決定、
10月から導入開始
- ◆退職所得について 税理士 馬道昂志

「年収の壁」解消に向けた対策を決定、10月から導入開始

「年収の壁」

パート労働者の収入が一定額を超えると、税金や社会保険料の負担が生じて手取りが減ります。この金額を「年収の壁」と呼びます。

「年収の壁・支援強化パッケージ」

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しするため、2023年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」が実行される予定です。

具体的には、従業員が101人以上の企業で社会保険料の納付義務が生じる「106万円の壁」への対応策として、労働者の収入を増加させる取組を行った企業に対して、従業員1人あたり最大50万円の支援が行われます。

(1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

要件	1人あたり助成額
① 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1	1年目 20万円
② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1するとともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額※2させていること	3年目 10万円

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額、③の賃金は基本給。
 ・1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）。3年目は6ヶ月後に支給申請。

(2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

＜現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充＞

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人あたり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。

また、社会保険料の負担を軽減するため、企業から従業員に支給する「社会保険適用促進手当」も新設されます。この手当は、給与・賞与とは別に支給するものとし、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮されません。

次に、従業員100人以下の企業で、扶養から外れて社会保険料の支払いが生じる「130万円の壁」への対応策として、連続2回まで一時的に130万円を超えても人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨を企業側が証明することで扶養にとどまれる仕組みが作られます。

結果、10月より右図の「年収の壁」となります。

	住民税	所得税	社会保険料 (厚生年金・健康保険)
100万円超 103万円以下	支払う	支払わない	支払わない
103万円超 106万円以下		支払う	支払う
106万円超 130万円以下	支払う	支払う	一定条件を満たすと支払う
130万円超		支払う	支払う

退職所得について

●退職所得は申告不要でよい？

退職所得は申告から外するのが原則

源泉徴収によって納税済みなので、退職所得の金額については、確定申告をする必要がありません。これは、現職当局者執筆の「確定申告の手引」において記されているところです。

それでも強いて退職所得申告をする場合があるとしたら、退職所得の金額を損益通算の対象に出来る場合、退職所得の金額から純損失や雑損失の繰越控除が出来る場合、退職所得の金額から所得控除が出来る場合、寄附金控除の限度額計算で有利計算に出来る場合など、有利選択の場合があげられます。

有利選択でない時に申告に含めると

逆に、「公的年金等に係る雑所得」以外の所得の合計所得金額が 1000 万円超の場合には、公的年金等控除額が一律 10 万円引下げられ、2000 万円超の場合には、一律 20 万円引下げられます。配偶者控除・配偶者特別控除は、本人の合計所得金額が 900 万円から段階的に控除の金額が減少し、合計所得金額 1000 万円超では対象外となります。寡婦控除・ひとり親控除は、合計所得金額 500 万円以下との適用制限があります。基礎控除は合計所得金額 2500 万円以下に限定されます。雑損控除と医療費控除の足切り額は合計所得金額が大きくなると増える場合があります。これらの場合に於いては、退職所得を申告に含めると、税負担を増やす結果になることがあります。

●退職所得の所得税と住民税

退職所得に対する住民税

住民税は、通常は翌年課税ですが、退職所得に対する住民税は、特別徴収により完結する現年課税です。課税権も、退職所得が支払われた年の 1 月 1 日現在の住所地の自治体にあります。

課税標準も、他の所得と分離されているので、完全分離課税となります。所得税での退職所得も分離課税と言われますが、所得税では、合計所得金額の構成要素であり、損益通算や、純損失・雑損失の繰越控除や、所得控除の適用が可能です。しかし、住民税での退職所得については、合計所得金額の構成要素ではなく、損益通算や、純損失・雑損失の繰越控除や、所得控除の適用は出来ません。分離課税の分離の程度が徹底しています。

合計所得金額の概念が異なる不都合

退職所得があることによって、所得税で、公的年金等控除額が 10 万円又は 20 万円引下げられたとか、配偶者控除・配偶者特別控除が減額又は適用除外になったとか、寡婦控除・ひとり親控除・基礎控除の適用除外となったとか、雑損控除と医療費控除の足切り額が大きくなってしまったとか、ということになったとしても、住民税では、分離課税の退職所得があることによるこのような影響は、完全に排除されます。

とは言え、所得税の申告書の提出だけで、住民税での退職所得の影響の排除は、自動的に完全になされる保証はありません。特に、適用除外の場合の復活は、所得税の申告書だけからでは遡及追跡困難なので、住民税の申告書の提出が必要です。

国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者保険料の計算は、住民税に準拠してなされるので、これらの負担にも影響します。

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.12.1/377号



contents

◆ 年末調整とは

◆ 電子帳簿保存法について ～商工会議所より～

年末調整とは？

年間の所得税額を再計算する作業

年末調整は、給与を受ける人それぞれについて、原則毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額とを比べて、その過不足を精算する手続きです。

過不足が起こる原因としては、

- ①生命保険料控除や地震保険料控除等の控除が発生する
 - ②扶養控除・配偶者控除の額が変わる
- 等があります。

毎月の給与や賞与などから源泉徴収される税額については、あくまで1年間の見込みの所得により決まるため、「年末調整で出す予定の生命保険料控除」等は加味しないようになっています。また、扶養・配偶者控除の額が変わるケースについては、「大学生の子供がアルバイトに勤しみすぎて、扶養範囲以上の給与を得てしまった」とか「配偶者の収入が産休・育休に入ったため減った」等が考えられます。

年末調整できない所得控除

医療費控除や寄附金控除等については、年末調整ができない所得控除です。これらの所得控除については1月1日から12月31日までの間で計算するので、年末調整以後にも発生する可能性があるため、年末調整で取り扱えません。基本的には従業員個人が翌年確定申告するものとなります。

住宅ローン控除の初年度も年末調整NG

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）については、2年目以降は年末調整可能です。ただし初年度については、そもそもの「住宅ローン控除を受けられるか否かの審査」が必要となっており、確定申告で控除の申告と併せて、床面積や入居日、居住用かどうか等の審査を行っています。よって年末調整を行うことができません。

「令和6年」からの変更点

住宅ローン控除の2年目以降は年末調整可能で、現在は「借入金残高証明書」の添付が必要ですが、令和6年からは添付が不要となります。金融機関から税務署に直接残高証明書が送られるようになるためです。

来年以降は人事・労務担当者も、年末調整のチェック作業が少し楽になるかもしれませんね。








年の途中で扶養控除
が変わる場合は、異動
申告書を会社に出し
ましょう。

～電子取引データの保存要件が緩和されます～ 電帳法を正しく理解し適切に対応しましょう!!

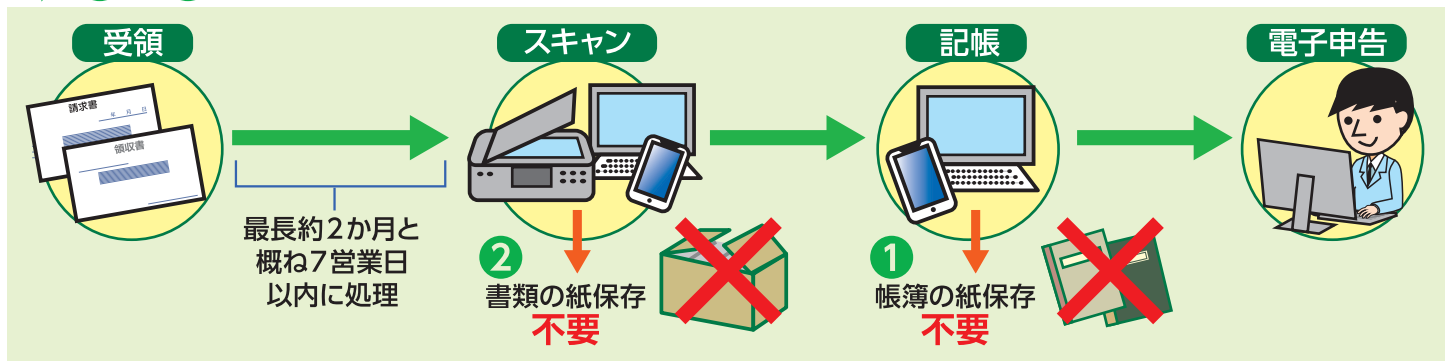
電子帳簿保存法とは

各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存を可能とすることと、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めることを定めた法律です。

 1 電子帳簿等保存 パソコン等を使用して作成した帳簿や取引書類を電子で保存し、紙保存を不要とする制度	 2022年1月より要件緩和 事前承認も不要!
 2 スキャナ保存 取引相手から受け取った書類等を画像データ化して保存し、紙保存を不要とする制度	
 3 電子取引データの保存 メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルをデータで保存することを義務付ける制度	 2024年1月以降も 多くの中小企業が 従前の保存方法でOK!

中小企業の経理実務に即した措置が講じられました(裏面参照)

→ **1と2**により、一連の経理業務をペーパーレス化することができます!



1 電子帳簿等保存

一定の要件により、過少申告加算税の軽減措置等の優遇あり

<対象>

- ・自社がパソコン等で作成した
 - ✓ 帳簿(仕訳帳、総勘定元帳、売上帳等)
 - ✓ 決算関係書類(損益計算書、貸借対照表等)
 - ✓ 取引相手に交付する書類の写し(見積書、納品書、請求書、領収書等の控え)

2 スキャナ保存

タイムスタンプの付与や訂正削除を確認できるクラウド保存等の対応が必要

<対象>

- ・取引相手から受け取った書類
- ・自社が作成して取引相手に交付する書類の写し(見積書、納品書、請求書、領収書等)

3 電子取引データの保存 (多くの中小企業が従前の保存方法のままでOK!)

2024年1月1日から、電子メールの添付ファイル等で受領・送付した請求書等は、I.改ざん防止措置や、II.検索機能の確保といった保存要件に従った電子データの保存が必要になる予定でしたが、令和5年度税制改正により、中小企業の経理実務を考慮して、下記のとおり要件が緩和されます。

<令和5年度税制改正による要件緩和 (一部抜粋) >

対象		I.改ざん防止措置	II.検索機能の確保	その他の要件
全ての事業者	原則	必要	必要	
	例外	必要	不要	・出力書面を日付等ごとに整理して保存 (売上高5,000万円以下の事業者は出力書面の保存も不要) ・税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等		不要	不要	・出力書面の保存 ・税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)

→ システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、上記I、IIの要件が不要となり、「出力書面を保存」し、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、多くの中小企業が従前の保存方法のままで良いこととされます。

<参考: 電子取引の対象>

・電子データにより受領・送付した請求書・領収書・契約書・見積書など

- 【例】 ✓ 電子メールの添付ファイルやクラウドサービスで送受信した請求書
✓ ショッピングサイトで購入した商品のサイトなどからダウンロードした領収書

<参考: 電子取引データの保存要件>

I.改ざん防止措置

→ データが改ざんされていないという真実性を確保する観点から求められる要件

- 【例】 ✓ タイムスタンプの付与
✓ 事務処理規程を定めて守る

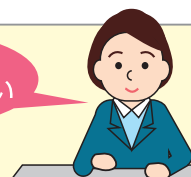
II.検索機能の確保

→ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする要件

- 【例】 ✓ システムを導入
✓ 表計算ソフトで索引簿を作成

詳しくはお近くの税務署・顧問税理士等にお問い合わせください。
商工会議所では、今後も電子帳簿保存法に関する情報発信や講習会の開催等を予定しています。

お気軽に
ご相談ください



経営改善に関するご相談
商工会議所

小規模事業者を対象に、経営改善に向けた訪問相談や窓口相談、専門家派遣等を実施しております。

詳しくは地域の商工会議所までお問い合わせください。

【全国商工会議所一覧】 <https://www5.cin.or.jp/ccilist>

